

内閣府 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
2	B	地方に対する規制緩和	11.その他	ファイナンスリース方式等による事業の補助金等の適用	農林水産省が所管する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」及び文部科学省が所管する「公立学校施設費国庫負担金」、「学校施設環境改善交付金」について、地方公共団体が資産を保有しないファイナンスリース方式等のPPP手法による事業に対する適用の補助金を求める。	我が国においては、厳しい財政状況の中、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が減少することが予想されており、長期的な視点を持って、統合・再配当などを効率的・計画的に行うことが求められている。このような状況の中、地方公共団体が地域の実情に合わせて、公共施設を最後まで保有することなく公共サービスを提供する「公共施設の非保有手法」は、将来的な維持の負担も含め、有効な手法の一つであると考えられる。このため、このたび、卸売市場の整備に際し、市有地を民間に事業用定期借地して貸付け、そこに民間が市場を建設し、それを市にリースする方式をとることとした。また、今後、公立学校施設の整備にあたっては、同方式を活用する事業を検討中である。しかしながら、これらの施設についてファイナンスリース方式等の公共施設の非保有手法による施設整備にあたっては、市が施設を保有する場合と異なり、設計や整備に係る補助金等が適用されないのが大半であるため、インフラコストの増大につながり、当該手法の検討が進まない。近年推奨されている公共施設マネジメントの観点からも、人口減少が止まらず、公共施設への需要が変化し得る中で、多様な施設整備手法を促す補助金制度となることを望ましいと考えている。	地域の実情に合わせ、次の点など、ヒト・モノ・カネの最適化・最大活用が図られるようになると考える。ファイナンスリースの場合、地方公共団体等が施設を直接所有しないため、事業期間終了時に施設が不要となった場合は、手放すことが容易となる。(人口増などによる一時的な需要の増加に弾力的に対応することが可能)施設を民間事業者が保有するため、固定資産税等の税金を見込むことが可能となる。維持管理等の意図がリース事業者に集約されるため、契約業務の事務負担の軽減が期待できる。	ファイナンスリース方式への補助金の適用を規制している特段の規定等の存在は認められないが、本提案のように、施設整備への補助の前段として地方公共団体が当該施設を保有することが条件となっているものがある。	内閣府、文部科学省、農林水産省	富山市	伊勢崎市、柏市、川崎市、富山県、豊田市、西尾市、熊本県、高崎県	○学校空調PFI事業は市保有方式を採用している。 ○本市においては、ランニングコストを含む費用負担の軽減や平準化、維持管理事務の軽減、緊急時の柔軟な対応などの観点から、市有施設整備の一部にリース方式を導入している。い、児童生徒数の増加に対応するためにリース校舎を建設したが、「公立学校施設費国庫負担金」を活用できなかった事例や、中学校体育館の空調設備購入の際、リース方式を採用したため、「公立学校施設費国庫負担金」を活用できなかった事例がある。ファイナンスリース方式での施設整備も補助制度の対象とすることで、市有施設における整備手法の選択肢が広がる。	強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金、いずれも、財政法第4条ただし書に基づき建設公債の発行対象となることにはならない。当該負担金及び交付金の対象としていないことであるが、国庫補助については、近年、PPP事業まで対象範囲を広げようとしている中、単に補助対象のメニューに追加するのではなく、今回の提案のように、PPP事業の特性に即した内容に見直しが必要ではないことが課題であると考え。公共施設の運営方法が非保有手法など時代のニーズにより多様化する中で、地域の実情に即した公共施設の運営を支援するため、PPPの事業スキームに対応した補助金とするよう、補助対象の見直しに向けて前向きに御検討いただきたい。		
3	B	地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る定価格の減算調整措置の見直し	特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る定価格の減算調整措置について、意図的な受入調整による定員弾力化に資する定価格の減算調整措置を講ずることができるように仕組みを見直し。	本市には、利用定員を恒常的に超え児童を受け入れているが、定員変更の市の求めに即して、変更申請を行わない保育所がある。その理由は、定価格の区分において、高い単価が維持された常で費用が支払われるためである。恒常的に利用定員を超える特定教育・保育施設等に対しては、定価格の減算調整措置が講じられているが、当該減算調整措置の適用に当たっては、①直前の連続する5年度間(幼稚園及び認定こども園(1号認定)においては2年度)に利用定員を超過し、かつ、②各年度の年間平均利用率が120%以上であることが要件となる。当該保育所等は、最近4年は平均利用率が120%を超えていたにもかかわらず、利用定員の変更申請等が行われなかった。このため、定価格を減算調整できることとすることで、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直し。	現行制度では、特定教育・保育施設等の利用定員の定員変更は、当該施設等からの申請によることとされており、市町村が当該申請に同意することは困難である。定価格上の減算調整措置は、恒常的に定員を超える場合に、施設型給付費等を減算することによって、特定教育・保育施設等が利用定員の変更申請を適切に行うよう促す目的で講じられたものと考えられる。適用要件が厳しく、また、一度要件から外れると期間がカットもセットされるため、実効性が乏しい。利用定員の見直しが必要であるにもかかわらず、適切に変更申請を行わない場合や、保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に受入調整を行い、市町村の利用調整に即しない場合となれば、当該減算調整措置を適用することが可能となれば、特定教育・保育施設等による意図的な受入人数の調整を防止し、住民の保育利用ニーズを満たすことにつながるほか、利用定員の変更申請も併しやすくなり、適宜に支給されている施設型給付費等の適正化も図れる。	子ども・子育て支援法第32条第1項、第42条第2項(平成24年法律第65号)特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第72号、産児数0023号)保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日付児保第3号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	吉川市、郡山市	旭川市、滋賀県、守口市、高松市、宮崎県、宮崎県、延岡市	○本市においても類似の事例があり、該当の認定こども園は市の定員変更の求めに応じず、令和元年度に減算調整措置の適用を受けたが、その後、わずかな定員変更(変更後も平均利用率が120%未満になるとは思えない)程度のものを行うことにより、減算調整措置の適用を意図的に回避したものとと思われる。 ○提案団体と類似の問題があり、見直しが必要と考える。 ○複数回にわたり利用定員を超える児童が入所している施設が県内でも散見され、今後も恒常的に超えることが見込まれる場合は利用定員の見直しを行うよう行政指導監査で市町に対して口頭指摘しているが、本提案で挙げられている背景とおおしく同じ考えのもと適切に対応がなされず、本来あるべき状態と比較して適度に給付費を支給しているケースがある。	保育所等においては、利用定員の範囲内で子どもを受け入れることを原則としているが、年度の途中に保育の実施が必要な子どもが生じた場合の対応や待機児童の解消のため、設備運営基準を満たした上で、利用定員を超えた子どもの受入れも可能としている。 ○提案団体においては、必要な職員体制の確保や、子どもの受入れのインセンティブといった観点から、利用定員の定員区分に基づき適用される単価により施設型給付費を支給し、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合には減算する仕組みを設けている。 ※一方で、この仕組みは、減算が行われるまで定員変更を行うことを妨げるものではなく、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であることを踏まえ、市町村において当該期間の期限が到来する前に利用定員の変更を促すこととされており、子どもの受入れに対するインセンティブの意図は理解できるもの、このような行為が継続することは、適正な給付費の支給と利用調整に支障をきたすものであるため、提案のとおり、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直しを促すこととする。 なお、市町村は、児童福祉法に基づき、保育ニーズに対応した受け皿の整備を行うことが低水準で推移していること、特定園に申込していること、今後の児童人口の推移を踏まえた場合に、直ちに新設する状況になく、現行制度の特長により市として適切に対応しているもの、解決に至らない状況にあるための提案であることをご理解いただくようお願いいたします。		
7	B	地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	保育所等における転園先への情報提供に係る規定の見直し	保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)において、利用児童が他施設に転園した場合、転園先の保育所等の設置者が、転園先の施設に保育所児童教育要録を送付することを規定する(任意規定ではなく、保育所保育指針等において義務として規定する。))。	就学前の子どもが利用する施設のうち、幼稚園は学校教育法施行規則第24条第3項、幼保連携型認定こども園は就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条第3項に基づき、それぞれ「指導要録の写しを転園先から転園先の幼稚園・保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない」とこととされている。一方、保育所等については、保育所保育指針において、就学時に保育所等から小学校に保育所児童教育要録を送付することが規定されていないのみであり、転園に伴う児童教育要録の共有については規定されていない。そのため、保育所等から別の施設に転園したようなケースにおいて、転園先で転園前の様子が分からなかったり、伝えたい子どもの状況が伝えられなかったりといった支障が生じている。保育所等についても、子どもが進むわたる人間形成にとって極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす場であり、施設間の引継ぎを円滑に行う必要がある。また、地域型保育事業所の大幅な増加により、地域型保育事業所を利用する機会も増えているため、今後さらに施設間連携の情報の提供の仕組みが重要になると考える。	転園先で転園前の様子を把握することで、他の保育所等から転園してきた子どもが新しい施設で円滑に生活をスタートさせることができる。また、アレルギー等に関する配慮事項についても具体的な引継ぎがなされ、アナフィラキシーをはじめとする事故防止を図ることが出来る。これらは、全ての保育所等において取りまとめられることにより十分効果を発揮するものであると考えられることから、任意規定ではなく義務規定とすることが望ましいと考える。また、幼稚園及び幼保連携型認定こども園では従前から義務規定として定められていること、保育所等においても義務規定として定めることにより、就学前の子どもが利用する施設間での整合が取れるものと考えている。	保育所保育指針、学校教育法施行規則第24条第3項、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条第3項	内閣府、厚生労働省	越谷市	宮城県、富津市、中野市、豊橋市、たつの市、和歌山市、香川県、高松市、宇和島市、宮崎県	○改定された「保育所保育指針」には保育所が教育施設であることが記された。要録送付が義務づけられている幼稚園、認定こども園同様、保育所も義務づけられることで、すべての子どもの転園時が円滑に図られるものとする。	御指摘の保育所児童教育要録については、「最終年度の子どもについて作成すること」としてあり、幼稚園や幼保連携型認定こども園における指導要録とは異なり、毎年度作成することを求めている。「(保育所保育指針の適用に際しての留意事項について)(平成30年3月30日付児童労働者子ども家庭局保育課長通知)」御提案のように、転園の際、転園先に保育所児童教育要録等の送付を求める場合は、新たに毎年度の保育所児童教育要録の作成を行うこと、又は現に保育所において作成している保育所と子どもとの育ちに関する記録等を施設間で共有することとされている。そのため、保育士の業務負担の増大等につながるものがあり、慎重な検討が必要である。	本提案の目的は、転園時における施設間の円滑な情報共有の仕組みの構築であり、必ずしも新たに毎年度の保育所児童教育要録の作成を求めるものではない。 本市では、令和元年度から、保護者同意のもと保育所等の設置者が転園先に情報提供を行う取組を開始した。実施に当たっては、保育要録の様式を簡素化したものを転園時に使用するとして、伝えたい内容の記載がある書類の写しを送付する形でも構わないこととするなど、現場の負担の増大につながるよう配慮している。この取組について、現場の保育所等からは「伝えたいことに絞って記入すればよい、めんどい書類の削減は感じている」、「お子どもが1日の大半を過ごす保育所等が変わる場面、次の環境にしっかり引き継ぎることができる意義を感じる。」との意見をいただいている。このように、例えば既存の児童票の写しを送り合うだけにするなど各市区町村の実情にあわせて方法によれば、保育士の業務負担の増大にはならないものと考え。転園時の引継ぎは、幼稚園や認定こども園では既に行われている取組であり、全ての保育所等が行うことで、市区町村や県をまたぐ場合等を含めた転園時の円滑な引継ぎが可能となることから、全国統一の仕組みを整備する必要があると考える。また、地域独自の取組においては、児童の情報共有にあたり保護者の同意を得ることは避けられないが、支援・引継ぎが必要な児童ほど同意を得にくいという実情があることから、義務規定化することで、幼稚園や認定こども園では既に行われている取組と同様、保護者の同意なく引継ぎが可能となるようお願いいたします。	

内閣府 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金は、いずれも、財政法第4条ただし書に基づく建設公債の発行対象経費である。公債は、将来の国民が納める税金により償還されることから、公債の発行により調達した資金を投入したことによる効果は、将来の国民も享受できるものであるべきとの考えに基づき、建設公債の発行対象経費は「公の資産」の形成に資する事業に要する費用に限定されている。 リース方式により施設を整備した場合、地方公共団体は当該施設の所有権を有さず、リース期間が終了すれば当該施設を使用する権限を失うことになるとともに、リース方式による施設整備に係る費用は、その性質が維持管理費や手数料等の経費も含まれるものであって、「公の資産」の形成に資するとは言えない。 従って、リース方式による卸売市場の整備及び公立学校施設の整備に要する費用を、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の対象とすることは困難である。 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」による卸売市場の整備においては、地方自治体が資産を保有しないPFI法に基づくBOO方式により既に補助対象としているところなので、非保有方式による整備の場合には活用を御検討いただきたい。 少子高齢化・人口減少といった人口動態等を踏まえた今後の公立学校施設の在り方については、中央教育審議会の答申(令和3年1月)や、当該答申も踏まえた、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の中間報告(令和3年8月)において、他の公共施設との複合化・共用化など、計画的・効率的な施設整備を進める必要性等が指摘されており、こうした状況も踏まえ、文部科学省としては、具体的な方策について検討を進めてまいりたい。	5【内閣府】 (10)強い農業・担い手づくり総合支援交付金 食品流通拠点施設整備については、BOO方式による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行うとする地方公共団体の検討に資するよう、非保有方式の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であること等を、改めて地方公共団体に令和3年度中に周知する。 (関係府省：農林水産省)	事務連絡	令和4年3月16日	食品流通拠点施設整備については、非保有方式の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であること等を、改めて地方公共団体に周知した。  強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した非保有方式の施設整備について(周知依頼)(令和4年3月16日付け農林水産省新事業・食品産産部食品流通課卸売市場室長事務連絡)	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、都市自治体がこれまでから行っている待機児童解消を目的とした弾力的運用については利用調整を行っていることから、待機児童解消を目的として行う弾力的運用については考慮する必要があるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。		公定価格では、年度途中入所への対応や待機児童の解消のため定員を超えて受け入れを行う場合に、子どもの受入れのインセンティブといった観点から、利用定員の定員区分に基づき適用される単価により施設型給付費等を支給しているものであり、本提案により、保育所等での受入れが進まなくなることが懸念されるため、定員を恒常的に超過する場合は減算調整の見直しを行うことは困難である。 また、保育所等において定員変更が見込まれない場合には、それを踏まえた上で、地域の保育の受け皿を活用して適切に利用調整を行うことが考えられる。	5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援法(平24法66) (iv)保育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者については、実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要があることを、地方公共団体に令和3年度中に改めて周知する。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省)	通知	令和4年3月23日通知済み	「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の選定に係る留意事項等について」(平成26年9月10日通知、令和4年3月23日最終改正)にて地方公共団体宛に通知済み	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		児童養育等の保育所において作成されている子どもの育ち等に関する記録について、ご提案を踏まえ、保護者の同意を得た上で、可能な限り転園時に転園先の保育所に送付することを市町村に対して依頼することとし、その際、保育士の負担軽減に配慮する観点から、令和3年3月に公表した「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」において示されている様式等を活用いただきたいことを併せて周知することとする。 一方で、送付を全国の保育所に義務付けることについては、 ①たとえ転園時に限ることでも保育士の負担の増大につながる可能性があること ②保育所は子どもを養育するための場所でもあるため、家庭の状況など機微な情報が含まれることから、その取扱には慎重になる必要があること ③福祉の実施にあたっては利用者の実情をよく伺った上で対応すべきものであり、一部地域の事情のみをもって判断すべきではないことから、総合的な状況を踏まえて判断の必要があり、今後の検討課題とさせていただきます。	5【内閣府】 (4)児童福祉法(昭22法164) 保育所等の利用児童が他施設に転園する際の児童に関する情報提供については、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(令3厚生労働省子ども家庭局)に示す児童票の様式を活用するなど、保育士の事務負担に配慮した上で、可能な限り情報提供を行うことを保育所等に促すよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (関係府省：厚生労働省)	事務連絡	令和4年3月	「児童の転園の際の転園元から転園先への情報提供について」(令和4年3月24日事務連絡) 自治体及び保育所に対して、児童の転園の際には、保護者の同意を得た上でできる限り子どもの育ち等に関する情報を送付することが望ましいこと、その際には、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(令3厚生労働省子ども家庭局)に示す児童票の様式を活用することを検討いただきたい旨、通知済み。	



各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に異議がある場合は追加対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 様式の見直しについては、提案団体の提案に沿って、自治体の事務負担を軽減するような方法に見直しを行うこと。 なお、提出期限の延長については、都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。		市町村から都道府県への実績報告提出期限の見直しについては、関係省庁と相談しながら、都道府県に与える影響も踏まえつつ、検討してまいりたい。 様式の見直しについては、今後検討するが、多量のデータを扱う観点からAccessの利用は必須と考えている。都道府県の実績報告の様式については、Accessへの切り替えの呼びかけを検討してまいりたい。	<令3> 5[内閣府] (16)子ども・子育て支援法(平24法65) (w)子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・報告様式への入力事務を効率化するため、令和4年度中に報告様式を改善する。 ・市町村から国への報告様式と、市町村から都道府県への報告様式を統一することについては、令和3年度中に地方公共団体の実態を調査し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・市町村から都道府県への提出期限の延長については、都道府県への影響を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	1ポツ目 通知等	令和5年3月31日	市町村の事務負担を軽減するため、市町村から国へ提出する報告様式を、市町村から都道府県へ提出する報告様式への転記が容易となるよう、システム構築し、各都道府県、市町村あて配布した。(令和5年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡)	
					<令4> 5[内閣府] (9)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するため、市町村から国へ提出する報告様式を、市町村から都道府県へ提出する報告様式への転記が容易となるよう令和4年度中に変更する。	2ポツ目 通知等	令和5年3月31日	令和4年3月に市町村から都道府県への報告様式にかかる実態調査を行い、調査結果を取りまとめたところ、各都道府県の実態は様々であり、統一の報告様式になじまないことから、報告様式の統一はしないこととした。 しかしながら、市町村の事務負担を軽減するため、令和4年度中に、市町村から国へ提出する報告様式を、市町村から都道府県へ提出する報告様式への転記が容易となるよう、システムを構築し、各都道府県、市町村あて配布した。(令和5年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡)	
						3ポツ目 通知等	令和4年中	市町村から都道府県への提出期限の延長については、国の支出を4月30日までに清算する必要があること(予算決算及び会計令第4条)を踏まえ、都道府県から国への提出期間が短縮されることとなり、都道府県の審査に支障が生じることが懸念されるため、延長を行わないこととする。	
【八尾市】【社会福祉法人】 「一般監査」について実地による監査について、実地による監査に限定しなくても支障がないと所轄庁が判断した法人を対象に(中略)書面やリモート方式のみによる監査も可能とする(後略)とあるが、社会福祉法人の指導監査事務が法定受託事務であることを考えると、「支障がないと判断」することについても、判断するための指権は明示した たが必要であると考える。	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、指導監査等の方法について、有効な具体的方法を示していただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。		【社会福祉法人】 ガイドラインに沿った監査内容の実効性を確保するための方法及び実地による監査に限定しなくても支障がないと所轄庁が判断する際 の考え方については、今後Q&A等において、所轄庁の判断の余地を確保しつつ、お示しすることを検討したい。 【老人福祉施設等】 今般の提案団体からの見解については、第1次回答において、老人福祉施設、介護保険施設等及び有料老人ホームについて対応を検討しているものであり、前回の定期監査等の結果において運営に問題があった施設及び新規施設についてもこれに含まれている。 なお、関係通知の発出等については、速やかに検討の上、対応する予定である。 【児童福祉施設等】 児童福祉施設に対しては、現状、児童福祉法施行令第38条(昭和23年政令第74号)により、都道府県知事が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかについて1年に1回以上の実施検査を行うこととしている。 今般、新型コロナウイルス感染症の流行により、児童福祉施設における平時からの感染症等に対する備えや、感染症流行時の業務継続の重要性が再認識され、また、各地方自治体による児童福祉施設への指導監査についても、感染防止対策と両立した実施が求められている。 これらを踏まえ、児童福祉施設における感染拡大防止と両立した指導監査の在り方等について検討を行っている。 認可外保育施設についても、質の確保に留意しつつ、上記児童福祉施設の指導監査の在り方等も踏まえ、検討を行う予定である。 なお、幼保連携型認定こども園の指導監査については、上記児童福祉施設の指導監査の在り方等も踏まえ、必要な検討を行ってまいりたい。 【障害福祉施設】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と両立した障害者福祉施設等に対する指導監査の在り方については、「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」における議論等を踏まえ、実地によらない指導監査が可能なケース等について検討する。	<令3> 5[内閣府] (14)幼保連携型認定こども園に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省) <令4> 5[内閣府] (8)幼保連携型認定こども園に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、教育・保育の質の確保と実効的な指導監査等との両立に留意しつつ、今後、改正予定の児童福祉法施行令第の内容も踏まえて実地によらない方法での実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中を目途に通知する。 (関係府省:厚生労働省)	通知	令和5年3月31日	幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(平成27年12月7日付け内閣府子ども・子育て本部統轄官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)を改正し、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、教育・保育の質の確保と実効的な指導監査等との両立に留意しつつ、実地によらない方法での実施が可能であることを明確化した。		

管理番号	議案区分		議案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府等	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承継した支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
15	B	地方に対する規制緩和	03	医療・福祉	保育事業等に関する類似基準に係る省令改正の施行時期の統一	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」において、類似する内容の基準改正を行う場合は、当該基準に係る省令改正の施行時期を統一することを求める。	市町村が「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を条例で定める場合には、国が定める上記基準に従い又は参照し定めることとされている。しかしながら、両基準において、共に類似する内容の改正であるにもかかわらず、省令改正の施行時期が異なるため、市町村における条例改正についても別々の時期に行わなければならない状況が生じており、条例改正に係る事務負担が増大することに加え、条例改正にあたり類似した内容にもかかわらず改正時期が異なる理由についての説明を求められるなど、議会での説明に窮している。条例改正の時期については、各自自治体の難量にあるところであるが、当該省令には従うべき基準や参酌すべき基準が含まれていることから、各々の省令改正の施行時期にあわせて速やかに条例改正を行う必要がある。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	茨木市		旭川市、いわき市、水戸市、前橋市、千葉市、横浜市、川崎市、中野市、大府市、秋田市、広島市、三原市、松山市、宇和島市、高知県、熊本県、宮崎市、鹿児島市	〇「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」において、類似する内容の基準改正を行う場合が多いにも関わらず、詳細な内容が公開される時期がそれぞれ異なるため、事務処理や議会対応の中で、事務が煩雑化している現状がある。 〇令和3年3月23日付で厚生労働省が児童福祉法施行規則、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を含む厚生労働省令に関し、電磁的記録等を認める旨の改正を行い、令和3年7月1日施行とされているところである。本市においても関係条例を改正する手続きを行っています。内閣府においても、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則について、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行う方向で検討を進めており、改正時期が統一されていないことで、条例改正のタイミングがずれ支障が生じている。 〇本市もそれぞれ条例にて定めており、改正の際は同一の内容であるにもかかわらず、省令改正の施行時期が異なるため、類似した内容を議会へそれぞれ説明しなければならない、事務としても煩雑であるため施行時期の統一について本市としても希望する。 〇本市において、今般、電磁的記録に係る基準省令の改正が行われているが、府令の改正は行われておらず、施行時期は統一することが予定されているものの、公布の時期が異なっており、結果的に条例改正の手続きが間に合わないというケースもある。	副指簿の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」など、今後類似する内容の改正を行う場合には、各基準省令の所管省庁間で、改正内容や時期について情報共有等を行うなど、緊密に連携を図りつつ、適切に対応してまいりたい。	条例改正を行うにあたっては、議会日程に係る事務や準備に費やす時間が負担になっていることを理解いただいた上で、回答のとおり今後類似する内容の改正を行う場合には、各基準省令の所管省庁間で、改正内容や時期について情報共有等を行うなど、緊密に連携を図りつつ、適切な対応をお願いしたい。 また、基準省令の改正の公布から施行までに十分な期間を設け、市町村が条例改正を行うにあたり、十分な準備期間が待てるよう検討をお願いしたい。	
41	B	地方に対する規制緩和	03	医療・福祉	都道府県障害者計画(以下「障害者計画」という。)、都道府県障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)、都道府県障害福祉計画等に関する障害者基本計画と併し5か年計画とすることを求める。または、障害者基本計画を6か年計画とすることを求める。併せて、障害者計画と障害福祉計画等計画内容の簡素化を求める。	障がい福祉に関し、都道府県には、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画等の策定が求められている。障害福祉計画は、障害者計画の一部であり、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置付けであるため、例えば、地域生活移行者数や障害福祉サービス見込量等の成果目標や、目標達成のための方策等について、内容が重複している。しかし、両計画とも策定義務があるため、それぞれの計画策定について、実態把握調査の実施、住民意見の反映等の作業に加え、学識者や障がい当事者等で構成された審議会で複数回審議するというプロセスが必要となり、大きな負担となっている。また、障害福祉計画が3か年計画であるため、次期計画の策定に向けた現行計画の効果等の検証を、2か年の取組実績により行うこととなるが、2か年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点等を十分に反映できない。さらに、名称及び内容の近い計画が複数存在することは、住民の分かりにくさにもつながっているため、両計画を統合し、1つの計画にできれば、業務負担の軽減及び住民の分かりやすさ向上を図ることができるが、両計画の計画期間が異なることが統合の妨げとなっている。障害福祉計画は、法に基づく基本指針において、3か年の計画と定められている一方、障害者計画は、計画期間の定めはないものの、法において国の障害者基本計画(5か年計画)に基づいて策定することとされており、5か年計画としている地方公共団体が多い。これを踏まえ、国の基本指針により定められる障害福祉計画の期間と、国の障害者基本計画の期間が同一、又は、例えば、3年間と6年間と、中間見直ししやすい期間となっているれば、両計画の統合や策定作業の一本化による負担軽減等が図られやすくなるものと考え、提案するものである。また、更なる業務負担の軽減に向けて、両計画の内容の簡素化についても、併せて提案する。	障害福祉計画等を障害者基本計画と同じく5か年の計画とした場合には、障害福祉計画等と障害者計画を統合しやすくなり、計画本数の減少による策定作業の負担軽減が図られる。名称及び内容の近い計画が1本化することで、住民の分かりやすさの向上にもつながる。計画内容が簡素化された場合についても、内容面での重複が解消されることにより、計画策定に係る負担軽減が図られる。	障害者基本法第11条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項、第89条第1項、児童福祉法第33条の22第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	内閣府、厚生労働省	神奈川県	北海道、茨城県、前橋市、千葉県、小平市、長野県、豊田市、西尾市、京都市、浜田市、高知県、五島市、大分県	〇両計画とも策定義務があり、それぞれ、実態把握調査の実施、審議会の複数開催が必要となり、負担が大きい。根拠法はそれぞれ異なるものの、名称や内容が類似する計画が存在することで、住民をはじめ、審議会委員であっても分かりにくい状況である。本市は、障害福祉計画・障害児福祉計画を一体で策定、障害者基本計画については5か年計画で別に策定している状況であるが、3本の計画の統合により、分かりやすさとともに、事務の負担が大きく軽減される。また、障害福祉計画については、計画期間が3か年と定められており、検証するには2か年の実績を基に検証することとなり、十分な検証ができているとは言い難い。	【内閣府】「障害者基本法(平成25年法律第65号)」に基づく都道府県及び市町村における障害者計画(以下「障害者計画」)の策定については、障害者基本法第11条第2項及び第3項において、障害者基本計画を基本とする旨定められている。障害者計画に規定すべき具体的な内容、計画の策定期間については、地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて決定することができる。また、地方公共団体の判断により、障害者計画と障害福祉計画等を一体のものとして策定することも可能である。 【厚生労働省】障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国において基本指針を定め、この指針を元に各地方自治体が約1年間で計画を作成し、新たな計画期間を迎えることとなっている。また、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを求めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていることから、その改定内容を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。他方で、実質2年間の実績を踏まえ短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないという指摘については真摯に受け止める必要がある。以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討が必要があるため、次期計画の確保策を記載せざるを得ないなど、努力義務とされた「サービス見込量確保のための方策」について、住民への説明責任の観点から、見込量の確保策を記載せざるを得ない項目が多い。このため、例えば、活動指針は国の基本指針で細かく定めず、地方公共団体の判断とすると、地方公共団体の自主性を反映できる方向での実質的な簡素化が必要と考える。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に異議がある場合は当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		各基準省令の所管省庁間で、改正内容や時期について情報共有等を行うなど、緊密に連携を図りつつ、適切に対応してまいります。 また、改正にあたっては、各自治体における条例改正にかかる準備期間等を踏まえ、可能な限り公布から施行までの期間を確保できるよう対応してまいります。	5【内閣府】 (6)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (8)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平26内閣府令39)については、市区町村の円滑な事務に資するよう、府省間で緊密に連携を図り、同趣旨の内容の改正を行う場合には原則として時期を統一する。 (関係府省:厚生労働省)			市区町村の円滑な事務に資するよう、府省間で緊密に連携を図り、同趣旨の内容の改正を行う場合には原則として時期を統一するように検討した。	
		【全国知事会】 都道府県障害者計画の策定の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化するべきである。 なお、「できる」規定等とした場合でも、計画の策定を補助金交付の要件とするなど、計画を策定せざるを得ないこととならないよう留意すること。 都道府県障害福祉計画の内容の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告で存置が許容されていないものは、規定そのものの廃止、規定の例示化又は目的程度の内容へ大枠化すべきである。 また、計画期間については、地方自治体が地域の実情に応じた設定が可能となるよう、計画の根拠となる基本指針の見直しを求める。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討していただきたい。 ○障害者基本計画について、計画期間を見直すことができない理由がないのであれば、障害者計画と障害(児)福祉計画を一体的に策定している地方公共団体の実施を踏まえ、計画期間の見直しについて前向きに検討いただきたい。 ○障害(児)福祉計画について、計画期間の短さがネックとなり、計画策定の業務負担が増大し、実際の障害福祉サービスの提供に注力する時間が削がれるといった問題が生じている。このような実施や、計画策定というプロセスを踏まえると、3年という期間では足りないのではないか。 ○3年毎に改定される報酬改定との整合性が取れた対応等ができないことであるが、計画記載事項について、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分類し、前者については策定から3年経過時に見直すこととした上で、計画期間自体は、地方公共団体の負担軽減やPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間(6年間等)に見直すべきではないか。 ○報酬改定内容の公表が2月に実施されている中、当該内容を地方公共団体が4月から始まる次期計画に反映させることは、事実上困難な実態があるのではないかと。 ○上記について、地方公共団体が次期計画の策定作業を令和4年度から開始することから、早急に対応を定めていただきたい。 ○計画の記載内容の簡素化や基本指針の策定・Q&Aの周知の早期化を検討いただきたい。	【内閣府】 障害者基本法(昭45年法律第84号)第6条において、国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合かつ計画的に実施する義務を有することを規定している。障害者施策は、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用分野など多岐にわたるものであり、地方公共団体が当該義務を果たすためには、国の機関(本省及び地方支分部局)等とも協力しながら地域ごとの実情に応じた計画を策定することにより、施策の実効性・有効性を担保する必要がある。また、実態としても、令和2年4月時点において、全都道府県が計画を策定済み、約9割の市町村が計画策定済みであり、当該計画に基づき障害者施策の推進に取り組んでいる状況にある。首長や地域の関心・理解等により施策が後退するようなく、全地域的に総合的かつ計画的な施策の実施に引き続き取り組んでもらうためには、現行のとおり、地方自治体と国との協力に係る事務として、各地域での計画策定を全国的に統一した対応として行っていただく必要がある。なお、都道府県、市町村の計画策定は、平成16年の議員立法による改正で義務付けされているものである。 一方、障害者計画に規定すべき具体的な内容、計画の策定期限や期間については法定しておらず、各地方公共団体の裁量に委ねられている。このことについては、これまでも各地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合はその旨回答してきているところであり、今後は各地方公共団体への周知も検討してまいります。 また、障害者基本計画の計画期間については、障害福祉計画及び障害児福祉計画だけでなく様々な分野の計画とも関連するものであるところ、当該2計画のみを念頭に計画期間の見直しを行うことは適当でないと考える。 【厚生労働省】 一次回答でも申し上げたとおり、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。 他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないという指摘については真摯に受け止める必要がある。 以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくための長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととした。 なお、令和4年度の検討に当たっては、期間延長が難しい項目に係る見直し時期の考え方についても併せて議論を行うこととした。 この他、障害(児)福祉計画の簡素化については、令和2年地方分権改革提案(管理番号210②)により一定の整理を得たものと考えているが、次期計画の基本指針を検討する際には、計画に記載する項目の精査に取り組みまいります。	5【内閣府】 (10)障害者基本法(昭45法84)	前段		国が策定する障害者基本計画については、第71回障害者政策委員会(令和4年10月5日開催)において議論を行った結果、政策課題への迅速な対応が必要であること等から、計画期間を5年間で捉え直すことで結論を得た。	
						後段 通知	令和4年3月31日発出	各都道府県、指定都市の障害者施策主管課宛での令和4年3月31日付け事務連絡「障害者基本法第11条第2項及び第3項に基づく都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の策定について」により、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項及び第3項に定める都道府県障害者計画及び市町村障害者計画については、障害者基本計画(同条第1項)を基本とするとして、各地方公共団体における障害者の状況等を踏まえ策定するものとされているところ、計画の期間、変更時期及び計画に規定すべき具体的な内容は定められておらず、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることが可能であることを通知した。	



各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案受理年度以降の対応方針に該当するものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年度>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【和泉市】 回答にある通りの原則的な対応を行っているが、DV被害により精神疾患等がある支援措置対象者もいらっしゃるため、日常生活に支障をきたす方の場合には、支援措置の継続性について、一定の配慮が必要であると考えている。実際に制度に対する要望を直接いただいた事もあり、被害者が継続を希望されたとしても手続きに実行できない場合の救済措置が必要であると考えております。	—		DV等支援措置の期間については、DV等支援措置制度の検討時に、自治体実務や有識者の意見を踏まえて1年と設定したものであり、一定の合理性があるものと考えている。DV等支援措置は、住民基本台帳法で認められている住民票の写し等の交付制度の特例的な取扱いを行うものであることから、その延長の申出に当たっては、本人確認や支援措置の必要性の確認を行う必要があるものがある。ただし、追加共同提案団体「指摘のDV被害により精神疾患等がある支援措置対象者」の場合など、本人が実行して延長の申出を行うことが難しいと認められるような場合も想定されることから、延長の申出については、代理人による手続が可能であることが認められていることを地方公共団体に周知する他、市町村長の判断で、郵便等の方法で受け付け、本人確認を行い、関係機関に支援の必要性を確認した上で、受理する取扱いとして差し支えないものとするを検討したい。	5【内閣府】 (9)住民基本台帳法(第42法81) (1)住民基本台帳の一部の写しの閲覧(11条及び11条の2)、住民票の写し等の交付(12条から12条の4)、除票の写し等の交付(15条の4)、戸籍の附票の写しの交付(20条)及び戸籍の附票の除票の写しの交付(21条の3)における、ドメスタック・ハイセンス(監査者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平13法31)1条1項)、ストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平12法81)6条)、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平12法82)2条)及びこれらに準ずる行為(以下「DV等」という。)の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。)に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出頭して行うこととしているが、代理人による手続も認められている旨、また、精神疾患等により市区町村の事務所への出頭が困難となっている申出者については、市区町村長の判断で、郵送等により申出を受け付け、添付された本人確認書類の写しにより申出本人からの申出であることの確認をした上、警察などの相談機関等から当該措置の必要性を確認できた場合には受理することとして差し支えない旨、地方公共団体に通知する。 (関係府省:警察庁、総務省及び厚生労働省) [措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]					
	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		一次回答にもあるとおり、ご提案の日割り計算に関しては、昨年度、新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転園をした場合の当該月の施設等利用給付の支給について、関係市町村間で協議がいたった場合には、日割り計算をせずに、いずれかの市町村がまとめて支給する運用(以下、「月割り」という。)が可能としたところであり、この場合には月割りを活用することも可能である。日割り計算による施設等利用費の取扱いについては、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化から開始されたもので、幼児教育・保育の無償化に係る市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。月の途中で特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更等の事由があった場合における施設等利用費の算出方法は、その月の開所日数を基礎とした日割りによって計算することし、日割り計算によって算出された支給上限額と実利用料を比較し、いずれか低い方の金額を支給額としている。その際、支給上限額は10円未満の端数は切り捨てとし、実利用料は、実額(10円未満の端数の切り捨てなし)としている。今回、10円未満の端数の負担に係る提案については、ご提案の趣旨を踏まえ、幼児教育・保育の無償化に係る市町村実務を検討する会議において検討する予定である。また、施設等利用費は、認可外保育施設や、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)(以下、「施設等」という。)など、必ずしも継続的な在園関係を前提としない施設等も対象としているため、これらの施設等までも対象とした統一的な日数を設定することは困難であるが、例えば一定の施設類型に限って標準日数を設定することが可能かどうか等についても、この会議において併せて検討する予定である。	5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援法(平24法66) (1)子育てのための施設等利用給付(30条の2)を受ける保護者が、月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合等における施設等利用費の日割り計算については、以下の措置を講ずる。 ・特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)における日割り計算の基礎となる日数については、市町村及び事業者の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、現在「施設又は事業所を開所する日数」であるところ、一律、「その月の平日の日数」とする。 ・日割り計算において生じた10円未満の端数については、支給の対象とはしていないところ、事業者又は保護者(以下この事項において「事業者等」という。)の負担を軽減する観点から、10円未満の端数を切り捨てず、市町村から事業者等に施設等利用費として支給することとし、その旨を地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)	1ポツ目 措置済み (府令・通知)	府令改正:令和4年3月31日公布、同年4月1日施行 通知発送:令和4年3月31日	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号)	「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)	
					2ポツ目 措置済み (通知)	実施時期:令和4年4月1日	「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)		
【名古屋市】 地方自治体における事務負担が過重となっている状況を踏まえ、地方版総合戦略と総合計画の一体化のしやすさや、地方版総合戦略のKPIの設定方法、効果検証の方法等についてしっかりと調査をしたうえで検討を進めていきたい。	【全国知事会】 地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするともに、内容の重複が見られるものは統合などの見直しを行うこと。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討していきたい。 ○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していきたい。 ○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新していきたい。	ご提案の趣旨を踏まえ、PDCAサイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況や、地方版総合戦略と総合計画との関係等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位の在り方等、手引きの改定に向けて、令和3年度のできるだけ早い時期に検討し、令和3年度中に結論を導く。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、地方創生関係交付金の採択に際し、地方版総合戦略の策定に当たり、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」を踏まえているかどうかという点に基づき審査を行うではない。	5【内閣府】 (17)まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」(令4年内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。 (関係府省:内閣官房)	「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」の改定	令和4年5月31日	令和3年10月7日、手引きの改定の要否等の検討にあたり、各都道府県及び市区町村の実情を把握するための調査を発生。 令和3年11月以降、回答内容の集計及び回答内容に関する聴取を実施。 調査結果を踏まえ、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」を改訂することし、改訂内容について検討。 令和4年6月に手引きを改訂し、地方公共団体あて発生。		



管理番号	議案区分		議案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (議案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府等	団体名	その他(特記事項)	<追加共同議案団体及び当該団体等から承された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
90	B	地方に対する規制緩和	11.その他	電子化文書の原本性を担保できる法整備等	電子化した行政文書の原本性を担保できる法整備又は技術的指針等の策定を求めるもの。	行政事務のデジタル化を進めるにあたって、文書の電子化(取得文書の電子化を含む)の取組みは必須と考えるが、電子化した文書、特に市民等から提出された押印付の文書の電子化(基本的にはスキャンのうえPDF化)にあたっては、電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子化の支障となっている。	電子化された行政文書を正本・原本として扱うことで、原紙(押印された申請書等の紙文書)の保管スペースが削減できる。	公文書等の管理に関する法律第34条	内閣府、総務省	長崎市	<p>ひたちなか市、前橋市、川崎市、横須賀市、新潟県、富山県、浜松市、豊田市、小牧市、京都市、東大阪市、兵庫県、広島市、防府市、徳島市、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎県、小林市、沖縄県</p>	<p>○当市では、文書の保管スペースが少なく、スペース確保に苦慮している現状にある。電子化された行政文書を正本・原本として扱うことができれば、原紙を廃棄し、その分保管スペースを削減することができる。制度改正が必要だと考える。</p> <p>○当市においても、公文書の電子化を進めるに当たり原本性の問題が課題となっている。全国的な統一の基準が示されていない中で、相手方の押印や署名等が保てる紙原本について、電子決数文書と同一の保存年数を取らせざるを得ず、電子決数文書の取組は必須であると考えている。</p> <p>○当市では、現状の運用のままで、数年後に行政文書の保管スペースが無くなる事が予測されることから、文書の電子化の取組は必須であると考えている。</p> <p>○当市では、現行の運用のままで、数年後に行政文書の保管スペースが無くなる事が予測されることから、文書の電子化の取組は必須であると考えている。全国的な統一の基準が示されていない中で、相手方の押印や署名等が保てる紙原本について、電子決数文書と同一の保存年数を取らせざるを得ず、電子決数文書と別々に紙原本を保存することにより書類の鉄臭化を招くなどの課題を抱えている。加えて、内閣府大臣官房公文書管理課から発出された令和3年3月28日付け事務連絡では、「様々なフォーマットで作成された文書の電子化の取組は必須であると考えている。重要な課題であると認識しており、公文書管理委員会を検討していく。」とされており、現段階では、どのフォーマットによる保存が適切であるか等についての具体的な基準が示されていない状況である。当市では、公文書管理にPDF以外の電子文書ハンドリングソフトを利用しているため、今後の現用文書や歴史的公文書等の存在を検討するに当たっては、「電子化された公文書の保存フォーマットについて、早急に全国的な統一基準を示した上で、その選択が無用に陥まることがないように要望する。」</p> <p>○当紙では、令和4年4月から公文書管理システムを導入することとしており、庁内意思決定(決裁)の電子化とともに紙文書の電子化を推進したいと考えているが、電子化された行政文書の原本性が担保されていない状況では、紙文書で提出された文書も電子データとともに保存しなければならず、紙文書の電子化の推進に当たり支障になると考える。</p> <p>○紙の行政文書であれば、経年劣化のため永久的保存が不可能であるが、電子化された行政文書であれば、永久的保存が可能となるので、歴史的公文書の保存に資する。</p> <p>○令和3年3月28日付け内閣府大臣官房公文書管理課より、「紙媒体を電子媒体に変換する場合の扱い、行政文書ファイルが紙媒体と電子媒体で混在する場合の管理の手順等」が示されており、電子行政文書化の紙媒体の文書の扱いについても示されている。当市では、国の「書面規制、押印、対面規制の見直し」の動きを踏まえて、押印廃止の取組みを進めており、その1つとして、令和3年3月31日付け公文書管理規程を改正し、紙文書の電子文書化に関する規定を新たに追加したところである。今後、電子文書化した後の紙文書の保管に関する事項を新たに設定するとともに、適正な管理に向けて市全体に周知を徹底する必要があると考えている。法令等で押印が必要とされている契約書等の文書の取扱いについては、電子文書化した場合でも原本性確保の観点から、紙文書を保存せざるを得ず、電子文書化への課題と捉えている。また、地方自治体全体の取組を促すためには、「地方公共団地における押印見直しマニュアル」と同様、紙文書の電子文書化に関する指針等の作成も必要である。</p> <p>○電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子化の支障となっている。</p> <p>○当市においても、書類の保管スペースは年々逼迫してきていることから、電子化した行政文書の原本性に関する技術的指針等が示されることは、問題の解決につながるかと考えられる。</p> <p>○検索性等の事務効率化を図るための行政事務のデジタル化促進及びひびくする文書保存場所の課題解消に当たり、文書の電子化を進めていきたいと考えているが、電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子文書の原本性が示されない限り紙原本を保存し続けなければならないことから、電子化の支障となっている。</p> <p>○申請書や契約書など押印のある保存すべき文書が大量にあるため、書庫スペースの確保が問題となっている。</p>	<p>【内閣府回答】 民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」とされており、訴訟における原本の取扱いに関しては、内閣府において法令等により担保するとは困難である。</p> <p>【総務省回答】 内閣府において法務省その他の関係機関と協議の上、整理していただく必要があるものと考えており、その内容を踏まえ適切に対応してまいります。</p>	<p>内閣府の第1次回答において、「民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、(略)原本の提出を命じ(略)することができる。」とされており、訴訟における原本の取扱いに関しては、内閣府において法令等により担保するとは困難である。」とされており、訴訟における原本の取扱いに関しては、内閣府において法令等により担保するとは困難である。</p> <p>○民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」とされており、訴訟における原本の取扱いに関しては、内閣府において法令等により担保するとは困難である。</p> <p>○民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」とされており、訴訟における原本の取扱いに関しては、内閣府において法令等により担保するとは困難である。</p> <p>○民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」とされており、訴訟における原本の取扱いに関しては、内閣府において法令等により担保するとは困難である。</p>	
101	B	地方に対する規制緩和	11.その他	公益認定等総合情報システム(PICTIS)における入力方法等の見直しを通じた事務負担軽減	PICTISは内閣府主導の下、全国の都道府県が導入しているシステムであり、システム上で法人からの公益認定申請・事業報告書等を受け付け、行政庁が審査を行っている。	公益認定等総合情報システム(PICTIS)は内閣府主導の下、全国の都道府県が導入しているシステムであり、システム上で法人からの公益認定申請・事業報告書等を受け付け、行政庁が審査を行っている。	公益認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第22条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第127条	内閣府	秋田県、岩手県、宮城県	茨城県、栃木県、神奈川県、徳島県、宮崎県、沖縄県	<p>○最低限の仕様として、前年度の報告書様式の数値を転記する欄は、前年度提出様式から自動的に転記された状態から入力開始できるよう改修すべきと考える。</p> <p>○提案のとおり自動転記される仕組が採用されると、法人の入力作業や行政庁の審査作業の効率化が見込まれ、また、法人の入力誤りも減少することが見込まれる。</p>	<p>公益認定等総合情報システムは、現在、更改時期を迎えているため、御要望については次期システムのご検討をお願いいたします。ただし、御要望の実現に当たっては以下のような技術的な課題、昨今の厳しい財政事情に留意が必要と見られ、当該システムには、申請・届出様式に各々の任意の申請・届出情報を転記する機能(以下、「既存データ流用」という。)を備えているが、既存データ流用に用いる情報(前年度の報告書)とは異なるため、流用元及び流用先の年度を考慮した処理が必要となる。</p> <p>・過去の申請情報に年度や年号、年月日の誤りが多いため、正常に転記されない場合が想定される。また、この場合は過誤が原因で、法人にはシステムの問題にしか見えず、余計な混乱が生じるおそれがある。</p> <p>・事業年度を変更する法人もあり、同年度の申請情報が複数存在することになり、最新年度のみ流用可とすれば、複雑な処理は必要ないものと思われる。</p> <p>以上の状況から、実現に当たっては相応の費用が新たに発生することも想定されるため、現在、都道府県には当該システムの運用経費を分担いただいているが、場合により本要望に掛かる開発経費についても所管法人数に応じて各都道府県に分担いただくことも含め、都道府県と相談しつつ検討を進めたいと考えている。</p>	<p>システムの更改時期をお示しいただきたい。更改時期が近い場合、提案内容については、更改の際に対応願いたい。また、その際は都道府県にも意見を聴取し、十分に意見が反映されるよう配慮いただきたい。</p> <p>なお、技術的な課題として挙げられた事項は、あくまで現行システムにおいて生じている課題であり、仕様の変更により解消できるものではないと考える。</p> <p>・過去の申請情報に年度や年号、年月日の誤りが多いため、正常に転記されない場合が想定される。また、この場合は過誤が原因で、法人にはシステムの問題にしか見えず、余計な混乱が生じるおそれがある。</p> <p>・事業年度を変更する法人もあり、同年度の申請情報が複数存在することになり、最新年度のみ流用可とすれば、複雑な処理は必要ないものと思われる。</p> <p>また、「過去の申請情報に年度や年号、年月日の誤りが多いため、正常に転記されない場合が想定される。また、この場合は過誤が原因であるため、法人にはシステムの問題にしか見えず、余計な混乱が生じるおそれがある。」という点については、そもそも年度等を持ったまま入力できるものは、システムの根幹であり修正すべき点であると考えている。</p> <p>「事業年度を変更する法人もあり、同年度の申請情報が複数存在することになり、複雑な例外処理及び履歴管理が必要となる」という点については、様々な対応が考えられるが、事業年度変更後、最初の報告のみ流用の対象外とすることも方法として考えられる。事業年度変更の件数はそれほど多くないため、その案件のみであれば、入力・チェック対象としても大きな事務負担にはならないと考える。</p> <p>また、システム改修による対応と併せて、条件付書式の工夫や入力事項の簡素化、転記の容易化などによる事務負担軽減策についてもご検討いただきたい。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況				
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
<p>【川崎市】</p> <p>内閣府において法令等により担保することは困難である。」との回答であるが、そのような取扱いとなれば、当初記載させていただいた支障事例のとおり原本の保管を行わざるを得なくなり、電子化の推進に支障が出ることとなる。民事訴訟規則(民事執行規則)第143条第2項において、「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」と規定されているのであれば「原本の提出」を「原本又は正本の提出」への法改正の働き掛けを含め、改めることを要望する。</p> <p>【東京都】</p> <p>民事訴訟法施行規則第143条第2項は、民間の文書についても適用されると考えられますが、民間においてはe-文書法、電子帳簿保存法が整備されるのと比較して、行政文書に限り、同様の法令により原本性を担保する整備ができない理由が不明確です。</p> <p>また、訴訟における原本の取扱いにつき内閣府において法令等により担保することが困難とのことですが、一方で内閣府の通知において行政文書を媒体変換する管理手順を示し、電子化した文書を原本と同一であると推定するとしておられます。推定するとされ、その取扱いに至った見解を示していただきたい。</p> <p>さらに、地方自治体に対しても技術的助言として基準を示していただくことで、自治体での紙媒体文書の電子化及びその保存について全国的に統一感のある取扱いが可能となり、推定にも一定の効果が見込まれることから、技術的指針の作成等を求めます。</p>			紙媒体の文書を電子媒体に変換する場合の扱いについては、内閣府において、国の行政機関向けに、考え方を整理した上で、令和3年3月25日付けで通知を行っている(所管する独立行政法人等への情報提供も依頼)。本通知においては、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)においては、紙媒体をスキャナで読み取って電子媒体に変換し、当該電子媒体を行政文書の正本として管理することが可能である(他の法令により紙媒体が必要な場合を除く。)ことや、その際の手続上の留意点を定めている。また、訴訟対応など、念のため紙媒体を保存しておきたい場合は、全部又は一部を複製しておくことができると、その際の手続についても定めている。公文書等の管理に関する法律は、国及び独立行政法人等における文書管理について定めるものであること。また、地方公共団体はそれぞれが文書管理のルールを定め、その実態や電子化の状況も多様であると考えられること等を踏まえ、内閣府において、地方公共団体向けに具体的な要件を定めることは困難であるが、国等の考え方が地方公共団体の取組の参考となると考えられることから、上記通知について、同月26日付けで、地方公共団体向けに情報提供を行ったところである。 <p>併せて、内閣府が本年8月に開催した地方公共団体(都道府県・政令指定都市)向けのオンラインフォーラムにおいては、電子媒体への変換後の紙媒体の扱いに関する質問もあったことから、今次ご提案における「具体的な支障事例」も念頭に、国の考え方を説明したところであり、地方公共団体の参考となるよう、今後、同フォーラムの議事概要を共有することとしている。</p> <p>なお、媒体変換後の電子媒体の保存フォーマットについては、行政文書の保存期間において、見読性が担保される適当なフォーマットで保存することが必要であるとされており、本年3月25日付けの通知では、一例としてPDFファイルを挙げているが、これに限定するものではない。</p> <p>引き続き、国の方針について、地方公共団体の参考となるよう、積極的な情報提供に努めてまいります。</p>	5【内閣府】	(15)公文書等の管理に関する法律(平21法66)	地方公共団体における紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の具体的な手順や留意事項等については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、34条の趣旨を踏まえ、国における取扱い及び手順等を地方公共団体に情報提供する。 (関係府省：総務省) [措置済み(令和3年11月16日付け内閣府大臣官房公文書管理課事務連絡)]				
		<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		システム更改時期は令和4及び5年度を考えているが、予算要求との兼ね合いもあり、確定した予定ではない。都道府県からの意見聴取については、現在、コロナ禍によって開催を見合わせている都道府県会議やブロック会議等を通じて対応することとした。なお、今回のシステム更改は数用機器等の老朽化への対応及びクラウド化による運用経費削減が主な目的であり、都道府県からの要望を反映させるためのシステム改修や仕様変更が必要となる場合は、必ず開発経費が発生するため、その経費については、都道府県の負担をいただくことを含めて検討することになることを御承知おき願いたい。 <p>「事業報告を―事業年度につき一冊しか登録できない仕様とし、最新年度分のみ流用可」との見解については、①事業年度を変更した場合は単年度に二冊の報告ができること、②事業報告が行政庁によって却下された場合に、却下された事業報告のデータを流用する事例が多数あること、③未提出となっている過去の事業報告に「既存データ流用」を用いることがあることなど、様々な使用状況のパターンが見られることから、一律的な対応が難しいと見られる。</p> <p>「年度等を踏ったまま入力できるのは、システムの瑕疵であり修正すべき点」との見解については、前述のとおり未提出の複数年度の過去の事業報告を行う法人があること、過年度の提出資料について補正依頼を行う行政庁があること等から、そもそも特定の年度だけを考慮すればよい話ではない。このため、提案への対応に当たっては提出資料の年度を考慮した設計をシステムに追加しなければ対応が困難である。</p> <p>「事業年度変更の件数はそれほど多くないため、その案件のみであれば、入力チェック対象としても大きな事務負担にはならない」との見解については、事業年度を変更する法人は一定数存在する以上、提案への対応に当たってシステムへの例外処理の追加は避けられないと見られる。</p> <p>事務負担の軽減は、提案された団体のみならず制度全体の観点であるため、検討を行ってまいりたいが、本提案への対応については、①システム的な対応には必ず経費が発生し、掛かる経費を無視した検討は困難であること、②仮に、提案内容をシステムに追加しても、前述のとおり、法人によって様々な使用状況のパターンがあることから、別の様々な障害が生じることが想定されることを御理解いただきたい。本提案への対応方針、掛かる費用の相談については、別途、都道府県会議やブロック会議等の場において引き続き検討することとした。</p>	5【内閣府】	(13)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49)	財産目録等の提出(22条)において利用される公益認定等総合情報システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県からの意見聴取を行った上で、機能改善及び費用分担について検討を行い、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			令和4年度に各地域で開催したブロック会議を通じて各都道府県に対して意見聴取したところ、大多数の都道府県が当該提案に基づく機能改善・費用分担を希望しなかったことを踏まえ、当該システム改修は行わないこととする。



各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出日以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【大阪府】 特例措置が期限を迎える場合、市の認可定員の減少・整備計画の変更だけでなく、現在入所している児童が退所を余儀なくされるなど影響が大きく、待機児童も増加するた め、期限の延長について早急に必要な措置を講じていただ きたい。		【全国知事会】 保育所等における居室面積基準の緩和と特例措置に係る期限については、期限の廃止(恒久化)または延長を行うこと。 なお、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。	○今後も地方公共団体が期限を登載することなく、待機児童の解消に継続的・効果的に取り組めるよう、本特例措置を時限措置とした理由や必要性を改めて検証した上で期限を廃止すべきではないか。 ○提案団体において、他の地方公共団体と比べて保育の質に対するリスクが高まっているかを検討すべきではないか。 ○待機児童数等の要件が課せられては、特例の期限を廃止しても恒久的な措置とはならず、一時的な措置にしかならないと考えられることから、期限を廃止できるのではないか。 ○特例の期限の延長期間を子育てプラン等に合わせた場合、3～5年間という区切りでは、期限の到来に向けて入所児童の調整の必要が生じ、取組の期間として短く、効果的な取組を実施することは困難である。また、自らの事情で政策サイクルに期限を合わせなければならぬというのでは、そもそも政策の趣旨に合わないと考えられることから、延長の期間については、提案の実施に当たって実質的に必要な年数としていただきたい。また、早期に結論を出し、本特例の活用団体の不安を軽減していただきたい。	令和3年4月1日時点の待機児童数調査の結果を踏まえ、特例の期限を延長することとする。その延長幅については、新子育て安心プランの終期を踏まえ、令和6年度末までとする。	5【厚生労働省】 (6)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼稚園型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼稚園型認定こども園の学校の権利、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長する。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)	政令改正	令和4年12月23日公布・施行 令和5年3月29日公布・施行	保育所の居室面積に係る基準及び幼稚園型認定こども園の床面積に係る基準を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の期限について、政令を改正し、令和6年度末まで延長した。 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和4年政令第398号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和5年政令第82号)	
—		【全国知事会】 計画策定等の義務付けに関しては、法定された各項目が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討していただきたい。 ○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であること、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。 ○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新していただきたい。	○提案の趣旨を踏まえ、PDCAサイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況や外部関係者の参画による効果検証の実施状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位の在り方等、手引きの改定に向けて、令和3年度のできるだけ早い時期に検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【内閣府】 (17)まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実績に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令和元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。 (関係府省:内閣官房)	「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」の改定	令和4年5月31日	令和3年10月7日、手引きの改定の要否等の検討にあたり、各都道府県及び市区町村の実情を把握するための調査を発売。 令和3年11月以降、回答内容の集計及び回答内容に関する聴取を実施。 調査結果を踏まえ、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」を改訂することとし、改訂内容について検討。 令和4年5月に手引きを改訂し、地方公共団体あて発売。		

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
126	B	地方に対する規制緩和	11.その他	北方領土問題等に関する取組として、総理大臣等に対して要請書等を提出する請願を行っている。国又は都道府県への請願に際して、インターネットにより収集した署名(以下「電子署名」という。)の添付の可否や署名者の本人確認など、その取扱いが明確化されていないため、通知等において明確化された。	【提案の背景】 当団体は、北方領土返還要求署名活動団体として、市町村や民間団体と連携してイベント等において対面で開催しているが、新型コロナウイルス感染症の影響による署名機会の減少に伴い、署名実績は大きく減少している。今後、北方領土返還要求運動への関心を高め、国民世論の結集と高揚を図るためには、若年層を中心とした各世代が参加しやすい環境づくりが必要である。また、国はデジタル化社会の形成を推進しており、インターネット等を活用した取組を一層強化する必要がある。 【支障事例】 インターネットを利用した署名活動は、デジタル化社会の形成に対応した北方領土問題への国民的関心の高まりや、北方領土返還要求運動への参加促進策として高い効果が期待できる一方で、国又は都道府県への請願に際し、電子署名により作成した請願書と一体化した署名簿の添付の可否や、署名者の本人確認など、電子署名の取扱いやその要件等が明確化されておらず、行政における統一した請願事務の処理やデジタル化の実現に向けた新たな取組の妨げとなっている。	【署名の本人確認に係る懸念の解決策】 上記支障の解消のため、請願に係る電子署名の取扱いやその要件等を通知等により明確化し、国や都道府県における事務処理の統一化を図る。なお、電子署名による署名簿の添付が可能となる場合、なりすまし等の懸念については、本人確認等(ID/パスワードの登録など)を行うことにより、国が求める押印原則等の見直しに沿った対応が可能であると考えられる。 【制度の導入による効果】 次の点から、住民の利便性の向上のほか、国の重点施策と連携した高い効果が期待できる。 (1) 新たな手法による署名機会の確保 現在の自筆による署名簿に加えて、新たに電子署名による署名簿の提出が可能となることにより、イベント等に依存せず、いつでも、どこでも、誰でも署名に参加できる環境が確保される。 (2) 若年層の北方領土返還要求運動の参加促進 デジタル機器に馴染んでいる多くの若者に対し、返還要求運動に参加しやすい環境が提供でき、内閣府北方対策本部の令和3年度最重点課題である「若年層と元島民後継者等の次世代融合による新次元での返還運動の展開」など、国の方向性とも合致する。 (3) 新型コロナウイルス感染症対策 インターネットを活用した非接触による安全な署名が可能となる。	請願法(昭和22年法律第13号)第2条	内閣府、内閣府	北海道	名古屋、岡山県、宇和島市、沖縄県			○北方領土問題にかかわる署名については、従来街頭啓発活動等において暮っているが、コロナ禍においては対面での署名活動は難しくなっている。そのため、新たな手法として電子署名を活用することは有意義なものと考える。	北方領土問題に関する請願を含めて、請願法に基づく官公署に対する請願については、請願者や請願内容に賛同する(署名者)の自署や押印は必要ありません。したがって、電子署名等を行った方の氏名を請願書に添付して記載することは、現行制度上も可能となっています。請願書に関連する資料として、当該請願書の内容に賛同する方の電子署名等をまとめたものを請願書に添付いただくことも可能です。	第1次回答では、電子署名等を行った方の氏名を請願書に請願者として記載することは可能であり、当該請願書の内容に賛同する方の電子署名等をまとめたものを請願書に添付することも可能との見解が示されましたが、署名者の本人確認に関する取扱いについては、お示しいただけません。道としては、電子署名の活用においては、なりすまし等を防止し、信頼のある電子署名を導入することが重要と考えておりますので、署名者に関する本人確認の取扱い又は具体的な例示等について、通知又は公表等によりお示しします。
133	B	地方に対する規制緩和	11.その他	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求めている。	①重複事項の省略化 ・実施計画及び地域再生計画の記載事項において、主な項目(目標、目指す将来像、全体の概要、事業の内容、KPI、事業が先導的であると認められる理由、評価の方法等)はほぼ重複している。作成支援ツールが配布されているが、適切な記載になっているかの確認や、ツールで記載できない部分の記入(対象区域、評価方法等)が必要となる。また、2年目以降の変更の場合はツールが使用できず、作業が必要となる。 ②窓口の一本化 実施計画、地域再生計画はどちらも内閣府所管であるが、窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、もう片方で整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。例えば、実施計画に修正があった場合、再生計画の修正作業が必要だが、実施計画の窓口と再生計画の窓口それぞれ連絡し、内容説明をして、それぞれが決定する確切りや様式に対応する必要がある。また、実施計画が不採択となった場合、再生計画は自動で不採択とはならず取下げの手续が必要であり、こうした一連の業務に対し職員の仕事が増える。	①重複する事項を省略できるそれぞれの計画を精査することで、事務負担の軽減を図ることができる。 ②実施計画と地域再生計画の窓口を統一し、同一内容記載部分については、片方の修正が自動で片方に反映できない仕組みとすることにより、2回必要な申請を1回にまとめることができ、事務負担の軽減を図ることができる。 ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付付府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対策第1604201号環境事務次官通知)	地方創生法(平成17年法律第24号)第6条第13条 地域再生法施行令(平成17年政令第115号)第9条 地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定) 地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付付府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対策第1604201号環境事務次官通知)	内閣府	岡山県、中国地方知事会	宮城県、仙台市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、城陽市、大宮市、高松市、高知市、久留米市、糸島市、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、延岡市			○推進交付金事業の変更により、手続等について内閣府の推進交付金担当及び地域再生計画担当に問い合わせたところ、各担当で異なる回答であったこと等により、変更手続を行う時期が遅れる事例があった。 ○当団体では、作成支援ツールについて、KPIの記載部分意向が、エラーで正しく反映されず、ツールが利用できなかったため、作業が必要となった。記載内容が、ほぼ重複している以上、ツール等で解決するのではなく、重複記載部分を省略することで省力化を図ることができる。 ○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、実施計画及び地域再生計画をそれぞれ作成する必要があるのである。	1 重複事項の省略化 【回答】提案のご趣旨を踏まえ、地域再生計画(以下「再生計画」という。)と地方創生推進交付金実施計画(以下「実施計画」という。)との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から簡素化を図ることができいか検討を行い、結論を得る。なお、再生計画及び実施計画への記載そのものを省略することは適切でなく対応困難である。 【理由】再生計画は地域再生法に基づき作成・提出するもの。実施計画は補助金等に係る算の執行の適正化に関する法律(以下「補助金適正化法」という。))に基づき作成・提出するもの。両計画は目的や性質の異なる別の計画であることから、記載事項の省略は困難である。 再生計画は地方公共団体が実施する事業及び当該事業を推進するために活用する支援措置を明らかにした計画であり、具体的な事業内容や事業の推進のために活用する支援措置等を盛り込んだ再生計画を、内閣府大臣が認めるもの。認定された再生計画(認定再生計画)に記載されている事業に対し地方創生推進交付金を交付することができる。交付決定を行うためには、補助金適正化法に基づく申請書の一部である実施計画において、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に踏まえ、令和2年からは、実施計画に記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付している。 また、再生計画の認定申請に当たって必要となる添付書類についても、簡素化・不変化する等の運用改善を行っているところであり、変更条件の提出書類については、第55回認定(令和2年1月申請分)以降、新旧対照表の提出を不要としている。 2 窓口の一本化 【回答】提案のご趣旨を踏まえ、再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方等について、再生計画の申請の取下げ手続きを含め、令和3年度中に検討を行い、結論を得る。 なお、実施計画申請期間終了後に実施計画の修正に伴う再生計画の修正については、内閣府において把握する限り、殆ど発生していないと承知しているところ(地域再生計画申請期間終了後に地域再生計画の修正が生じた場合の実施計画の修正においても同様)。 【理由】再生計画及び実施計画は、制度的位置づけが異なるものであり、各々、適正に審査を行う必要があることから、それぞれの計画の審査につき体制を設け、円滑かつ効率的に事務を行っている。窓口の一本化(審査事務の一元化)を行うことで、かえって審査期間の長期化や交付決定の遅れにつながりかねないが、再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方等については改善の取組を踏まえ検討したい。 地方創生推進交付金は、年間約2,000件程度の申請がある中、地方公共団体の事業遂行をできる限り長期確保する点に留意し、限られた時間・人員の下で再生計画及び実施計画についての適正な審査に当たっているところ。 (1) 申請期間終了後の取扱い等について 再生計画は、申請期間終了後も、主に添記帳や体裁の不備など修正の必要があるものについて差し替えを認めている。 実施計画は、申請期間終了後は、原則差し替えを認めないものの、事業内容の審査に至らないような明らかな添記帳等については例外的に差し替えを認めている。 (2) 不採択後の取扱いについて 再生計画は地方公共団体から申請されているものであることから、実施計画が不採択となったことを踏まえて再生計画の申請を取り下げるか否かは、申請者(地方公共団体)の意思による。なお、取下げに関する手続については、特設画面による事務手続を求めず、メールにて取り下げる旨を報告いただく運用としている。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況				
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
		【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。		御提案の事項が現行制度で対応可能であることについては、今後、ホームページ等で周知したいと考えています。なお、第1次回答においてもお示しておりますが、請願法に基づく官公署に対する請願については、請願者や請願内容に賛同する署名者の自書や押印は必要ありません。また、請願に賛同する署名者に関する取扱いについても、署名を受け付けて国に請願を提出する者の判断に委ねられています。したがって、署名者に関する本人確認の取扱い又は具体的な例示等について、国側はお示しする立場に無いと考えています。	5【内閣府】 5【内閣府】 (2)請願法(昭22法13) 請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等は現行制度上も可能である旨を、ホームページで周知する。 (関係府省:内閣官務) [措置済み(内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」にて公表)]					
		【全国知事会】 地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするともに、内容の重複が見られるものは統合などの見直しを行うこと。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討していきたい。 ○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ。提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していきたい。 ○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新していきたい。	1. 重複事項の省略化 両計画の間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から地域再生計画の作成に関するさらなる支援などの検討を行い、結論を得る。 2. 窓口の一本化 地域再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方について、地域再生計画の申請の取下げ手続きを含め、令和3年度中に検討を行い、結論を得る。	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iii)地域再生計画や実施計画等の審査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図る。また、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から窓口を一本化する。 (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。	(iii) 前段 担当部署審査担当間の連絡会議等	(iii) 国の審査担当間の連携強化。令和4年度第1回募集開始(令和3年12月27日)以降	(iii) 令和3年12月下旬の令和4年度第1回募集開始以降、地方公共団体からの相談対応等における担当間での情報共有や相談への回答窓口を統一するなどのため、上記募集開始に先立ち令和3年12月10日、地方創生推進交付金実施計画審査担当及び地域再生計画審査担当の間において、審査担当間の連携に関する事前打合せを実施した。		
						(iii) 後段 通知	(iii) 提出窓口の一本化:地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分)については、令和4年12月7日の募集開始以降、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分)については、令和4年12月23日の募集開始以降	(iii) 地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出にあたり、両計画の提出先メールアドレスを統一することにより、提出窓口の一本化を行った。 (地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分)、令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分):令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)		
						(iv) 通知等	(iv) 様式の一体化:地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分)については、令和4年12月7日の募集開始以降、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分)については、令和4年12月23日の募集開始以降	(iv) 地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を行った。 (地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分)、令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分):令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	(iv) 地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第69回認定回(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。  (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府等	団体の名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承継した支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									各府省からの第1次回答		見解	補足資料
											団体名	支障事例		
134	B 地方に対する規制緩和	11.その他	地方創生推進交付金実施計画について、①事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し②交付金採択のスケジュールの見直し	地方創生推進交付金実施計画について、①事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し②交付金採択の内示期間の見直しを求める。	①事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し ・令和3年度分の場合、実施計画の事前相談受付期間は令和2年12月22日から令和3年1月8日となっているが、期間内に送付した実施計画案に対する内閣府からの回答(コメント)は1月19日までを目途に行うこととされていた。 ②交付金採択の内示の情報提供を遅くとも3月25日までにしていただければ、事業期間のタイムロスが発生することが少なくなる。これにより、関係者のミーティングなどの事前準備等を採択前に行うことができる。採択後のスムーズな事業開始につなげることができる。 また、事業が不採択となる場合も、情報が事前にあれば、自治体独自で行う代替事業の検討をすることもできる。 ・その他にも、実施計画に修正が発生した場合、短期間で地域再生計画も修正しなくてはならず、負担が大きくなっている。(地域再生計画提出期限(令和3年2月22日)以降は、地域再生計画は修正できないため。) ・実施計画の交付金採択の内示は3月下旬予定されているところだが、当県にその内示の連絡があったのは、令和3年3月30日午後3時であった。そのため、市町村への通知を3月31日、さらに関係者への周知はそれ以降となり、事業が開始できる時期が遅れ、事業ができる期間がタイムロスが発生することとなった。また、仮に人事異動により担当者が変わる場合、よりタイムロスが発生するものと思われる。	①事前相談期限から提出までの期間を十分確保できることになれば、検討時間をより確保することができる。 ②交付金採択の内示の情報提供を遅くとも3月25日までにしていただければ、事業期間のタイムロスが発生することが少なくなる。これにより、関係者のミーティングなどの事前準備等を採択前に行うことができる。採択後のスムーズな事業開始につなげることができる。 また、事業が不採択となる場合も、情報事前にあれば、自治体独自で行う代替事業の検討をすることもできる。 ・その他にも、実施計画に修正が発生した場合、短期間で地域再生計画も修正しなくてはならず、負担が大きくなっている。(地域再生計画提出期限(令和3年2月22日)以降は、地域再生計画は修正できないため。) ・実施計画の交付金採択の内示は3月下旬予定されているところだが、当県にその内示の連絡があったのは、令和3年3月30日午後3時であった。そのため、市町村への通知を3月31日、さらに関係者への周知はそれ以降となり、事業が開始できる時期が遅れ、事業ができる期間がタイムロスが発生することとなった。また、仮に人事異動により担当者が変わる場合、よりタイムロスが発生するものと思われる。	地域再生法第5条及び13条 ・地方創生推進交付金制度要綱 ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28年度第45号森林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第160420号環境事務次官通知) ・令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日内閣府地方創生推進事務局)	内閣府 岡山県、中国地方知事会	岡山県、中国地方知事会	宮城県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高松市、宮崎県	○2内示から事業開始の4月1日までの期間がないことから、不採択となった場合の検討や議会との調整などが難しく課題となっている。(近年、不採択はないため実際の支障とまではなっていない) ○実施計画作成に係る事務連絡(令和2年12月22日)から、事前相談受付日(令和3年1月8日)までの期間が短く、運用面に対応するため、年末年始期間に出勤し、作業せざるを得なくなっている。また、相談を行っても、受付期間が迫るにつれ、誰も作業期間がなく、具体的な相談はならなくなっている。運用の変更点等について事前に連絡をいただくと、スケジュールをもう少しゆとりのあるものにしてほしい。 ○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、実施計画の作成や内示を受け行う事務処理に確保できる期間が短いため、職員負担が大きいこと、職員の負担が軽減されると考えられる。	1 事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し 【回答】年度当初の交付決定に向けてタイムスケジュールを審査を行っているため、大幅な変更は困難であるが、事前相談期限と申請開始時期のあり方について変更できないか、今年度中に検討し、結論を得る。 【理由等】年度当初の交付決定に向けてタイムスケジュールを審査を行っているため、まずもって、年度当初の交付決定については、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集や年度当初の地方公共団体からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とする観点について求められたことから、スケジュールを前倒しし、地方公共団体による年度当初の事業着手を前倒しした申請期間及び審査期間を設定していることにご留意いただきたい。また、新年度予算案が決定する閣議決定(令和3年度第1回は12月下旬)後の事務連絡の発出から、交付決定(令和3年度第1回は4月1日)までの審査等については、タイトなスケジュールとなっていることについても、ご理解いただきたい。 また、内閣府においては、地方創生推進交付金事業の設計に係る相談を年度を通して受け付けている。特に、次年度に係る申請に関しては、秋に個別の相談会を開催するなど併走支援を行っており、申請期間に近接した時期に事前相談が集中することのないよう、手立てを講じているところでもある。 なお、地域再生計画については、申請期間終了後においても、当該計画の差替えについて対応しているところである。 2 交付金採択の内示期間の見直し 【回答】内示時期の前倒しを行うことは困難であるが、交付決定時期を変更する必要があるかという点、地方公共団体の意見を聴取したうえで、今年度中にその要否可否について検討し、結論を得る。 【理由】内示(採択事業の公表)は新年度予算の国会での成立を受けて可決的速やかに進んでいるため。 地方創生推進交付金の内示(令和3年度第1回募集は3月下旬、HPでも事業名・金額を公表)については、新年度予算の国会での成立を受けて可決的速やかに進んでいるところであり、予めその日程を具体的に予見することはできず、内示時期の前倒しを行うことは困難である。 内示後の交付決定時期については、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集や年度当初の地方公共団体からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とすることについて求められたことを受け、平成30年度から、年度当初の交付決定しているところであるが、必ずしも、年度当初の交付決定にこだわらないと地方公共団体の意見が大勢であれば、交付決定時期を現行の運用より後倒しにすることについて検討の余地があると認識している。	地方創生推進交付金の事前相談の回答から申請までの期間は、事業の方向性や内容を見直す最後の機会となる。例年、事前相談の実施計画を提出するが、事前相談の修正依頼期限を見直し、実施計画提出期限までの十分な期間の確保をお願いしたい。また、令和3年度以外は、新年度予算案が閣議決定した日(地方創生推進交付金の制度要綱や採択等)が送付され、同日が事前相談の開始日となっており、関係決定前でもその時点で「業」として日程を提供していただければ、あらかじめ準備し、事前相談の開始日から相談をすることが可能。 地方創生推進交付金は、県を通じて市町村への通知や書類の提出を行うため、実際には内閣府が提示する日程よりタイムスケジュールの確保につながる見直しも検討いただきたい。 採択の内示については例えば令和3年度第1回は、3月26日に予算成立、3月30日15時に内示があった。事業開始前の準備期間を確保するため、内示時期の前倒しをご検討いただき、それが困難な場合は、予算成立当日の連絡や、予算が成立した場合の仮採択案として予算成立前に事前に情報提供頂く等、採択の内示の改善についてご検討いただきたい。 なお、1次回答の中で、交付決定時期の後ろ倒しについて検討する旨の回答があるが、2の提案の趣旨は、事業開始前の手続きに係る期間を確保することである。交付決定の後ろ倒しは、4月から着手するべき事業がほとんどであり、提案の趣旨に逆行するため、交付決定時期の後ろ倒しは望んでいない。	
138	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	災害救助法に基づく住宅応急修理制度における、水害時の手続き等に関する見直し	災害救助法に基づく住宅応急修理制度における、水害時の手続き等については、これまでの実績を基に、応急修理制度の手続きを必要とする。また、仮に人事異動により担当者が変わる場合、よりタイムロスが発生するものと思われる。	市区町村においては、災害救助法に基づき、国が定めた基準や要領等により、被災した住宅の応急修理を実施している。制度利用に当たっては、被災者からの申込みや修理業者からの見積書、さらには、完了報告書の提出などの複数の手続きが必要とされているほか、修理は、日常生活に必要な最低限の部分に列挙することとされている。 このうち、特に、被災者からの申請における修理業者からの見積書の提出については、申請窓口において、被災者から、「提出書類が多く、手続きが煩雑である。」「業者が多忙で見積書の作成に時間が掛かり、手続きが遅れる」などの意見や、修理業者からは、「書類作成が重荷である。」との指摘を受けている。また、市区町村においても、見積書の確認事務は負担となっており、例えば、令和元年東日本台風においては、修理対象となる住家が相当数にのぼる中で、業者毎に見積書の様式が異なるとともに、応急修理の対象となる工事以外の内容も含まれた見積書の審査事務が負担となり、迅速な災害対応に支障が生じた。	被災者や修理業者の負担軽減のほか、申請に係る審査等の事務を担当する市町村の事務負担が軽減する。	災害救助法第4条第1項第6号、災害救助事務取扱要領、災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	内閣府 中核市市長会	岩手県、八王子市、川崎市、石川県、長野県、八尾市、岡山県、徳島県、高松市、熊本市、宮崎県	○当市においても令和元年度東日本台風の際、修理業者の見積書提出後の内容修正に相当な時間を費やし、双方に負担が大きくなった。特に業者独自の見積り書式と、応急修理制度として指定している様式の両方があること、対象工事を出しで整理することだけでも負担が大きく、迅速な災害対応に支障をきたした。また、小規模の修理業者が請負う場合が多く、現場対応と同時進行で事務処理の迅速さを求めることは難しい。自治体によっては必ずしも技術職が対応することは限らないため、手続き・書類関係の簡素化を求めることである。 ○住宅応急修理の対象となる家判断に苦慮している、事前に県に確認した際、可との回答があったにも関わらず、費用弁償請求時で不可とされた事実があった。細かすぎる審査が市・県双方に負担を強いっているため、見積書の提出を求めないことも含め、事務負担軽減が必要である。	○災害救助法による応急修理は、「全壊」、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊と認定されることであり、自らの資力では応急修理をすることが出来ない者を含め、助成を受けることとしている。 ○住宅の応急修理の対象となる災害はその規模、発生時期、発生場所などによりその態様は異なるものであり、一つとして同じ災害は発生しない。一言に水害と言っても、堤防の決壊や越水・溢水、強風を伴う風水害など、具体的には、 -被災の程度、損傷箇所など、立地環境により住宅の損傷の程度は大きく異なるもの -被災者の個々の住宅についても建築構造、延床面積、使用している材料・設備、築年数などにより大きく異なること -被災した住宅の修理パターンは無尽蔵にあり、費用をパターン化することは不可能である。 -具体的として、浴槽(ユニットバス含む)や便所、システムキッチンだけでもメーカー、グレード・材質・サイズ・機能、国産・外国産などパターンは無数にあり、住宅に利用される柱や床材・建具だけでなく、材質、サイズ、施工方法などパターンが無数にある。 ○住宅の応急修理は、被災者がどこまで修理すれば元の住宅での生活が行えるかについて、被災自治体と被災者個々のニーズを把握した上で実施するものであることから、被災者が申請時に提出する見積書を自治体が確認した上で、対象になり得るか施工業者からの見積書などを確認してから修理を行うことが合理的であると考えられる。 ○また、自治体では、 -自治体は具体的な修理金額も把握せずに契約(支出負担行為)手続きを行うことが可能なのか -自治体が具体的な修理内容を確認せずに被災者に修理を実施させるため、応急修理対象外となる修理を実施した被災者は、対象外となる修理についても、自治体側が費用負担するものと誤認してしまい、結果として予想していない費用を自らが負担することになってしまうのではないか -国はこれまで住宅の応急修理について、自治体の要望を踏まえて、柔軟な対応を踏まえてきたところであり、国の修理費用の負担パターンを示した場合、これまでの弾力的な運用に支障が生じるのではないか -現場での様々な課題及び混乱が生じる可能性が考えられる。 ○加えて、わが国の会計法規上、修理業者との契約を行う上で見積書は必要不可欠であると考えられており、予算決算及び会計令(昭和22年法令第165号)以下、「予算令」という。第99条においては、「工事又は製造の請負の契約その予定価額が100万円を超えない場合は任意契約によることができる」としており、発災時には任意契約により迅速に応急修理を提供できるものである。また、第99条の6において、「契約担当官等は、任意契約によるうるときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」としているところ。	本提案は「全ての修理内容のパターン化」を求める提案ではなく、「類型化の余地がある修理内容についてのパターン化」を求める提案である。例えば床上浸水による床修理については、畳、フローリング等の仕上材及び下張り(石膏)、根太、大引、床束等の下地で構成されるが、1平方メートルあたりは1畳あたりの単価をパターン化し、見積りに記載する単価を単純化することにより、施工業者及び行政の書類作成等の負担が軽減されるものとする。 また、修理内容等の確認については写真等により可能と考えられる。 なお、パターン化である項目及び単価をあらかじめ設定することにより見積書の作成の省力化等が図られ、迅速な応急修理に繋がり、一方パターン化されない項目についてはこれまでと同様に被災者に寄り添った対応で柔軟に対応できるなど、より弾力的に被災者に寄り添った制度の運用が図られるものと期待される。 見積書の長さを削減することが困難な場合であっても、上記取り組み等により、申請に係る地方公共団体の手続きや関係書類の簡素化を図り、住民のために迅速な災害対応を可能にすることを求めるものである。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出日以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		1. 事前相談期間から提出までのスケジュールの見直し 第1次回答にあるとおり、年度当初の交付決定に向けてタイトなスケジュールで審査を行っているため、大幅な変更は困難であるが、事前相談期間と申請開始時期のあり方について変更する方向で、今年度中に検討し、結論を得る。 2. 交付金採択の内示期間の見直し 内示時期の遅延しを行うことは困難であるが、交付決定時期を変更する必要があるかどうかにつき、地方公共団体の意見を聴取したうえで、今年度中にその要否・可否について検討し、結論を得る。	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (1)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。 (1)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。	(i)周知  (ii)事務連絡	(i)令和4年度事業に係る交付手続前(令和4年2月25日)  (ii)令和4年度第1回募集(令和3年12月27日募集開始)	(i)国会での予算審議状況や、内示後の交付申請に係る作業に関する情報を事前に地方公共団体にメールで周知した(令和4年2月25日)。  (ii)地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、募集開始に先立ち、令和3年12月15日に地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の令和4年度事業における対応の方向性について、事務連絡を发出し、周知を図った。  (令和3年12月15日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)  また、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期と申請開始との間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限を異ならせることとした。  (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地域再生計画)、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地方創生推進交付金))  なお、内示期間の見直しに関連して、国の令和4年度予算の国会での成立を受け、令和4年3月25日に内示(採択事業の公表)を行った。	
【川崎市】 浸水被害の場合、1階部分がほぼ修理対象となっており、修理対象となる家屋が相当数にのぼっているにも関わらず、日常生活に必要な最低限ではないという見解から、収納の扉や床は対象外など、見積書の審査事務を行うことが負担となっていた中で、見積書の添付自体は必要としても、その審査業務が必要かご検討いただきたい。併せて、一つとして同じ災害は費用のバターン化は難しいとのことだが、これまでの災害の経験から、被災者に寄り添った迅速な対応ができるよう、災害の種類に応じたガイドラインの作成等をご検討いただきたい。 回答で示される通り、施工にはバターンが多数ある中で、修理に使用された材料費等の単価について、標準的な単価または上限単価を提示いただきたい。各品目号ではコナも重なり、海外からの材料調達等、需要が高まり価格が高騰する状況が発生する中で適正価格を判断するのは難しいが、精算監査で指摘されたためご検討いただきたい。 応急修理対象外となった経費(対象外の修繕及び上限額59万5千円または30万円を超えた修理分)について、精算監査の際に見積書の詳細を問われたが、請負業者に過度な負担となるため、提出させることは不要としていただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		第1次回答を踏まえた提案団体からの見解に記載されるとおり「床修理」については、畳、フローリング等の仕上げ材及び下張り(荒板)、根太、大引、床束等の下地で構成されていることは国においても承知しているが、例えば、床材だけを見ても、多種多様な材質・規格などにより大きく価格が異なるため、「床修理」である畳・フローリング等の費用をバターン化することは困難であり、応急修理が発生した時点において、具体的なその時点の単価、使用材料により、被災者の住宅に合わせた適切な積算を行うことが必要になると考える。 災害救助法の応急修理は、災害により破損した箇所について必要最低限の修理をするための制度であり、基準額の範囲内で被災者がどのような修理を希望するかによって弾力的な対応が可能となっている。 仮に1㎡又は1畳当たりの単価を固くバターン化して、自治体がその単価を活用する場合において、実際の修理単価がバターン価格の上限を上回った場合、材質や単価を下げるように被災者や修理業者との交渉を行う必要が生じる可能性もあることから、応急修理が円滑に行われなくなるのではないかと危惧する。 このため、各修理業者からの見積書を以って、予定価格の参考単価としているものであり、バターン化をすれば見積書の作成が省力化されるものではない。 被災者に寄り添う観点から迅速に対応する必要があることは理解するものの、応急修理に要した費用の一定割合を国費及び県費(救助実施市費含む)で負担するよう性格の費用であることから、金額の透明性、適正性、さらには説明責任が求められることについて、ご理解いただきたい。 (参考1)予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号) (予定価格の決定)第九十九条の五 (参考2)計算証明規則(昭和二十七年会計検査院規則第三号) (随意契約に関する書類の添付)第十七条 また、写真により修理内容の確認が可能であるとの認識については、修理時の品質管理、施工管理の観点から否定するものではないが、写真によりその材質や単価が確認できるものではなく、見積書の代替書類となるとは考えていない。 もとより、写真の提出は見積書とのセットであり、過去の災害の応急修理等(修理前、修理中、修理後の写真)において、被災者又は修理業者が写真を撮影していないケースも多々散見される。	5【内閣府】 (3)災害救助法(昭22法118) 被災した住宅の応急修理(4条1項6号)に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる 「災害救助事務取扱要領」(令3内閣府政策統括官(防災担当))の改正	令和4年5月	令和4年5月開催の「災害救助法等担当者全国会議」において、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、次期「災害救助事務取扱要領」を改正する旨、説明し、改正後は、従来の様式か追加された様式を選択して使用するよう周知した。 また、「災害救助事務取扱要領」(令和4年5月内閣府政策統括官(防災担当)決定)について各都道府県及び指定都市に通知した。 併せて、内閣府防災のホームページに掲載した。 ( <a href="https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyuu.html">https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyuu.html</a> )			



管理番号	議案区分		議案事項名	求める措置の具体的内容	具体的支援事例	制度改正による効果 (議案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府等	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承継した支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									支援事例			見解	補足資料
											団体名	支援事例			
155	B	地方に対する規制緩和	11.その他	地方創生推進交付金の交付申請に際しては、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画に位置付けること。もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	【現状】 地方創生推進交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的な先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てられることとなる。 地方公共団体が地方創生推進交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続きが必要となる。 ①地方版総合戦略の作成(まち・ひと・しごと創生法第9条、10条) ②地域再生計画の認定(地域再生法第5条) ③地方創生推進交付金実施計画の作成(地方創生推進交付金制度要綱第4-第5条) 企業版ふるさと納税では、地方公共団体が地域再生計画に記載する事業が大括り化され、国が包括的に認定する方式に簡素化される。 【支援】 ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金実施計画は転記で作成する部分が多い。 同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業ごとに複数の地域再生計画・交付金実施計画を策定していることや、各計画に個別の契約単位で充当事業を特定して記載していることから、作成・認定手続きが交付金申請に当たっての負担となっている。	地方版総合戦略に定められた施策を重視しながら地域再生計画の作成・認定手続きが簡素化されることで、計画認定や交付金申請に伴う地方公共団体の負担が軽減され、行政の効率化につながる。	まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生推進交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル	内閣府	兵庫県、神戸市、加古川市、三木市の市、神河町、佐用町、淡路町、京都市、西宮市、田原市、羽曳野市、室積市、高松市、高知県、徳島県、岡山県、広島県、徳島県、留米市、余島市、長崎県、熊本市、宇土市、大分県、延岡市、全国町村会	北海道、宮城県、仙台市、相模原市、山梨県、長野県、高山市、名古屋市の市、豊田市の市、西宮市、田原市、羽曳野市、室積市、高松市、高知県、徳島県、留米市、余島市、長崎県、熊本市、宇土市、大分県、延岡市、全国町村会	○重複部分が多い地域再生計画と交付金実施計画の作成が、交付金申請の負担となっている。 ○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、限られた期間の中で複数の計画を作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。	【回答】管理番号133に対する回答にあるように、地域再生計画と実施計画との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の負担軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。 ・一方、地方版総合戦略を地域再生計画として位置付けることは、下記理由により、適切でなく、対応困難である。 【理由等】①地方版総合戦略(以下「総合戦略」という。)と交付金の交付に必要な地域再生計画(以下「再生計画」という。)はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため、総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第9項又は10条1項に基づき、国の総合戦略を動機として、地方公共団体の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、地方公共団体が講ずべき施策を総合かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされている(9条2項、10条2項)。 ・一方、地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)の交付に必要な再生計画は、地域再生法に基づき、総合戦略に定められた事業であって地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する先導的な事業について、目標や事業内容等を定めるものとされている(同法5条4項、1項、2項、3項、13条1項)。 すなわち、交付金の対象となる個別特定の事業について、その内容を明らかにする計画であるといえる。また、交付金の交付に当たり、再生計画の内閣総理大臣による認定を受けるとも必要である(同法5条15項、13条1項)。 ②複数の事業がある場合に包括的な計画での認定を可能とすることの必要性が感じられず、対応は困難である。 ・交付金に係る再生計画に記載する事業については、地域再生法5条4項1号に基づき、総合戦略に定められた事業であって、かつ社会環境整備、移住促進、人材育成、産業振興等に資する先導的なものとしていることから、事業ごとに、その点を明らかにする必要がある。そのため、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけでなく、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。 ・施設計画は補助金適正化法によって求められる事項の記載が必要であり、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなるため、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。 ・なお、企業版ふるさと納税の場合は、企業からの寄付金を用いて地方公共団体が将来的に実施する事業を再生計画に記載するのであって、その事業は多数に上ることが想定される。また、国の交付金交付のための計画でもないところ。 ③その他	これまで、国においても計画作成手続の簡素化を図っていたが、地方版総合戦略という視座があるにも関わらず、さらに2つの計画作成を前提とした手段では、地方の根拠的な負担軽減にはならない。これらの3つの計画はいずれも、地方創生推進交付金を受けるために作成しているが実態である。 このうち地域再生計画と施設整備計画はほとんどが共通の内容であるため、地方創生推進交付金と一体化して作成すること等、複数の団体から類似の提案が提出されていることも踏まえ、計画認定や交付金申請に伴う負担が格別軽減されるよう検討された。 また、現行では整備する拠点ごとに計画を策定する必要があり、明瞭に両面併用の案件であっても所在を異なる場合等は個別に計画を策定している。整備により目指す将来像や解決する課題(同様の施設であれば、拠点ごとの計画作成要件を撤廃する等)によって、複数の施設を包括(一本化)する計画を可能とすることで、計画認定や交付金申請の手続きに係る負担は大きく軽減される。地域再生計画と施設整備計画を事業ごとに複数作成している現状と比較すれば、地方公共団体の負担が増大することは少ない。 なお、事業が先導的であることを示すために計画に記載している自立性、官民協働、地域連携、政策連携の項目は、一部、地方版総合戦略において示しているものもあるが、個別単位の特定事業に共通するポイントを記載することで、上記のように計画を簡素化した場合でも示すことは可能である。		
156	B	地方に対する規制緩和	11.その他	地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	【現状】 地方創生拠点整備交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的な先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業及びそれと一体となった施設整備等の実施に要する経費に充てられることとなる。 地方公共団体が地方創生拠点整備交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続きが必要となる。 ①地方版総合戦略の作成(まち・ひと・しごと創生法第9条、10条) ②地域再生計画の認定(地域再生法第5条) ③地方創生拠点整備交付金施設整備計画の作成(地方創生拠点整備交付金制度要綱第4-第5条) 【支援】 ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分が多い。 同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、整備拠点ごとに複数の地域再生計画・交付金施設整備計画を策定していることから、作成・認定手続きが交付金申請に当たっての負担となっている。	地方版総合戦略に定められた施策を重視しながら地域再生計画の作成・認定手続きが簡素化されることで、計画認定や交付金申請に伴う地方公共団体の負担が軽減され、行政の効率化につながる。	まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生拠点整備交付金制度要綱第2～第6、地域再生計画認定申請マニュアル	内閣府	兵庫県、姫路市、加古川市、三木市の市、たつの市の市、神河町、佐用町、淡路町、京都市、西宮市、田原市、羽曳野市、高松市、久保町、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県、徳島県、留米市、余島市、長崎県、大分県、延岡市、全国町村会	北海道、宮城県、仙台市、相模原市、山梨県、長野県、高山市、名古屋市の市、豊田市の市、西宮市、田原市、羽曳野市、室積市、高松市、高知県、徳島県、留米市、余島市、長崎県、大分県、延岡市、全国町村会	○当市においても、地方創生拠点整備交付金に係る業務において、限られた期間の中で複数の計画を作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。	【回答】管理番号133に対する回答にあるように、地域再生計画と施設整備計画との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の負担軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。 ・一方、地方版総合戦略を地域再生計画として位置付けることは、下記理由により、適切でなく、対応困難である。 【理由等】①地方版総合戦略(以下「総合戦略」という。)と交付金の交付に必要な地域再生計画(以下「再生計画」という。)はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため、総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第9項又は10条1項に基づき、国の総合戦略を動機として、地方公共団体の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、地方公共団体が講ずべき施策を総合かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされている(9条2項、10条2項)。 ・一方、地方創生拠点整備交付金(以下「交付金」という。)の交付に必要な再生計画は、地域再生法に基づき、総合戦略に定められた事業であって地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する先導的な事業について、目標や事業内容等を定めるものとされている(同法5条4項、1項、2項、3項、13条1項)。 すなわち、交付金の対象となる個別特定の事業について、その内容を明らかにする計画であるといえる。また、交付金の交付に当たり、再生計画の内閣総理大臣による認定を受けるとも必要である(同法5条15項、13条1項)。 ②複数の事業がある場合に包括的な計画での認定を可能とすることの必要性が感じられず、対応は困難である。 ・交付金に係る再生計画に記載する事業については、地域再生法5条4項1号に基づき、総合戦略に定められた事業であって、かつ社会環境整備、移住促進、人材育成、産業振興等に資する先導的なものとしていることから、事業ごとに、その点を明らかにする必要がある。そのため、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけでなく、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。 ・施設整備計画は補助金適正化法によって求められる事項の記載が必要であり、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなるため、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。 ・なお、企業版ふるさと納税の場合は、企業からの寄付金を用いて地方公共団体が将来的に実施する事業を再生計画に記載するのであって、その事業は多数に上ることが想定される。また、国の交付金交付のための計画でもないところ。 ③その他	これまで、国においても計画作成手続の簡素化を図っていたが、地方版総合戦略という視座があるにも関わらず、さらに2つの計画作成を前提とした手段では、地方の根拠的な負担軽減にはならない。これらの3つの計画はいずれも、地方創生拠点整備交付金を受けるために作成しているが実態である。 このうち地域再生計画と施設整備計画はほとんどが共通の内容であるため、地方創生推進交付金と一体化して作成すること等、複数の団体から類似の提案が提出されていることも踏まえ、計画認定や交付金申請に伴う負担が格別軽減されるよう検討された。 また、現行では整備する拠点ごとに計画を策定する必要があり、明瞭に両面併用の案件であっても所在を異なる場合等は個別に計画を策定している。整備により目指す将来像や解決する課題(同様の施設であれば、拠点ごとの計画作成要件を撤廃する等)によって、複数の施設を包括(一本化)する計画を可能とすることで、計画認定や交付金申請の手続きに係る負担は大きく軽減される。地域再生計画と施設整備計画を事業ごとに複数作成している現状と比較すれば、地方公共団体の負担が増大することは少ない。 なお、事業が先導的であることを示すために計画に記載している自立性、官民協働、地域連携、政策連携の項目は、一部、地方版総合戦略において示しているものもあるが、個別単位の特定事業に共通するポイントを記載することで、上記のように計画を簡素化した場合でも示すことは可能である。		
158	B	地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたっては、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する分力とコストが大きいに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなく(ヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。	【現状】 子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きでは、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。 一方、幼児教育・保育の無償化の実施により、これまで各市町村では把握することができなかった幼稚園に通う就労家庭等の状況も把握することが可能になり、アンケート調査の活用によらずとも、詳細な分析が可能となっている。 【支援】 第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の策定に際して、国の手引きに基づいてアンケート調査により算出したところ、項目によっては実態にそぐわない結果となった自治体がある。 アンケート調査そのものにも多大な労力や費用が必要となっていることに加え、情報量が多く、調査結果の分析にも長時間を要している。また、計画と実績値が乖離する場合は中間見直し(修正)を行う必要が生じる。 手引きには、「具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断してほしい。」や「教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。」といった記載があるものの、結局、国の基本指針や手引きを無視してアンケート調査を実施せず計画を立案するわけにはいかない。このため、アンケート調査を実施し、実態から乖離している場合は実績や過去の平均値等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行って、調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセスになっている。	各市町村が地域の実情に応じた「量の見込み」の算出方法を選択することができるようにすることで、計画策定や見直しに伴う市町村の負担が軽減され、行政の効率化につながる。	子ども・子育て支援法第61条 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成26年内閣府告示第159号) 「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(平成26年1月20日内閣府通知) 「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」(平成31年4月23日内閣府通知)	内閣府	兵庫県、文部科学省、厚生労働省	小樽市、いわき市、高崎市、千葉市、川崎市、豊橋市、豊田市の市、西宮市の市、高知県、福岡県、佐世保市、宮崎県、鳥取県、徳島県、堺市	○地域の実情に応じて算出方法を選択することができれば、計画策定や見直しに伴う業務量軽減につながることを期待される。 ○提案案と同様、子ども・子育て支援法が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きに則し、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を実施しているが、一定のニーズを把握できる反面、「幼児教育・保育」の「量の見込み」に関しては、現状の実態を踏まえた見込みと大きく乖離し、数値として使用できないなど労力とコストを要するわりには、活用できる分が少ないなどの影響が出ている。よって、提案案同様、利用希望把握調査でなく、ヒアリングや実績値等に基づく「量の見込み」が可能となるなど、自治体の状況に応じた算出方法も可能としていただきたい。 ○当市でもアンケート調査の結果と実際の支給認定に乖離があり、アンケートでは現実的な量の見込みを算定することができないため算定方法を選択制としてほしい。 ○当市においても量の見込み算出に当たっては、保護者の意向調査や人口推移の見込みなどを算出しているが、職員の事務作業に加えて委託費などの経費もかかっており、多大なコストがかかっている。 ○計画策定や見直しに伴う市町村の負担の軽減や行政の効率化につながるよう、算出方法の見直しを求める。 ○子ども・子育て支援事業計画策定時、国の指針に基づきアンケート調査を行い「量の見込み」を算出したが、実態との乖離が大きく、そのまま計画上の「量の見込み」とすることができない項目が多かった。そのため、各事業の過去5年間の利用実績をもとに算定し直す結果となった。アンケート調査対象は子育て中の保護者2,000人、約40項目あり、コンサル会社は入らず、すべて職員で集計したため相当の時間を要した。第3期計画においても同様のアンケートを行なった場合、同様の結果が予想される。担当としては、各事業の実績値等をもとに「量の見込み」を算定する方法(一筆実態的)と感じるが、潜在的ニーズを探る必要もあることから、国の基本指針や手引き(アンケート内容及び算出方法)の見直しも検討していただきたい。	市町村子ども・子育て支援事業計画に関しては、令和2年度を初年度とする第2期の計画期間が開始したところであり、令和7年度を第3期の計画期間において、計画策定時の「量の見込み」の算出方法も定める市町村子ども・子育て支援事業計画のあり方等について、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等を踏まえ(後述している)と考えている。	提案において示したとおり、第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の計画策定に際して、実態にそぐわない「量の見込み」算出結果となった事例が既に複数発生している。 内閣府子ども・子育て本部は「地方自治体の計画策定に関する状況調査を行うなどにより、地方の実情をよく把握していただく上で、アンケート結果に基づき量の見込みを算出する項目の見直しや、実態に即した量の見込みが算出できるよう算出方法について研究し、算出に係る手引きを再考されたい。」と、第2期の計画策定時においては、計画策定期限の約1年半前に算出に係る手引きが示されたが、第3期の計画策定に関しては、地方自治体の負担軽減のため、前述の策定に係る事務作業の軽減とあわせ、計画策定に関する方針を、計画策定期限の1年半より早期に提示いただくようお願いする。		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針変更年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【高山市】 地方創生推進交付金の交付にあたり、3つの計画を整理し、必要要件を改正していただくのが望ましいが、それが困難であれば、地域再生計画と実施計画の記載内容の重複部分を削除し、簡素化を図っていただきたい。		【全国知事会】 地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められる計画について、必要最小限の内容とするともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。 【全国町村会】 交付申請にあつては、地方公共団体が定めたひとつの地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業毎に地域再生計画を作成し、それに対応した実施計画または施設整備計画の作成を要するものであり、大きな事務負担となっている。 複数の事業を実施する場合にあつては、包括的な地域再生計画、実施計画及び施設整備計画の作成により交付申請が可能になるよう求める。 また、実施計画及び施設整備計画並びに地域再生計画の記載内容には重複箇所が多く存在しており、転記後の確認作業に大きな事務負担が発生している。 国においては転記ツールの配布等により事務の効率化に理解をいただいているところだが、一層の町村の事務の負担軽減を図るため、記載内容の簡素化についても併せて求める。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であること、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。 ○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。	両計画の間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から地域再生計画の作成に関するさらなる支援などの検討を行い、結論を得る。 複数事業がある場合の包括的な地域再生計画の認定及び実施計画の記載については、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなってしまうため、必要性が感じられない。	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (14)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式一体化や記載事項の見直し等を行う。	通知等	(14)様式の一体化・地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分)については、令和4年12月7日の募集開始以降、地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分)・令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分)については、令和4年12月23日の募集開始以降	(14)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を行った。 地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分)・令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分)については、令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡	(14)地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定回(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。  (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)
		【全国知事会】 地方創生拠点整備交付金の申請に当たって策定求められる計画について、必要最小限の内容とするともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。 【全国町村会】 交付申請にあつては、地方公共団体が定めたひとつの地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業毎に地域再生計画を作成し、それに対応した実施計画または施設整備計画の作成を要するものであり、大きな事務負担となっている。 複数の事業を実施する場合にあつては、包括的な地域再生計画、実施計画及び施設整備計画の作成により交付申請が可能になるよう求める。 また、実施計画及び施設整備計画並びに地域再生計画の記載内容には重複箇所が多く存在しており、転記後の確認作業に大きな事務負担が発生している。 国においては転記ツールの配布等により事務の効率化に理解をいただいているところだが、一層の町村の事務の負担軽減を図るため、記載内容の簡素化についても併せて求める。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であること、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。 ○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。	両計画の間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から地域再生計画の作成に関するさらなる支援などの検討を行い、結論を得る。 複数事業がある場合の包括的な地域再生計画の認定及び施設整備計画の記載については、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなってしまうため、必要性が感じられない。	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (14)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式一体化や記載事項の見直し等を行う。	通知等	(14)様式の一体化・地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分)については、令和4年12月7日の募集開始以降、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分)・令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分)については、令和4年12月23日の募集開始以降	(14)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を行った。 地方創生推進タイプ(令和4年度第2次補正予算分)・令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分)については、令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡	(14)地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定回(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。  (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)
	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 計画と実績の乖離を小さくするとともに、事務負担軽減につなげるため、提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○子ども子育て支援法第61条4項は「…子どもの保護者の…意向その他の事情を勘案して作成されなければならない」としているが、アンケートのみが、意向その他の事情を勘案できる適切な手法であるとはいえないか。 ○次期計画策定の手引きにおいては、これまで市町村が蓄積してきたノウハウや調査結果及び実績を勘案しながら、各市町村に合わせた合理的な方法で算定を行うことができるよう、アンケート調査以外の方法を示すべきではないか。 ○アンケートを示しても、実態と乖離が生じている項目を見直し、実態を的確に把握することができる必要最小限の項目に限定すべきではないか。 ○労働力調査や女性の就業率データ等、国で実施されている調査結果を市町村単位で公表し、市町村が計画策定の際に活用できるようにすべきではないか。 ○市町村子ども子育て支援事業計画の策定には、基本指針が示されてから1年半ほどの準備期間がかかることから、次期計画策定については、市町村において令和5年度中には作業を始める必要があることから、手引きにおける「量の見込み」の算出方法を令和4年度末までに示すべきではないか。	第1・2期の市町村子ども子育て支援事業計画の策定に係る手引きにおいて、潜在ニーズも含めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業(以下「教育・保育等」という。)の量の見込みの算出に当たっては、アンケート調査以外の方法も可能であることは記載しているところであるが、ご提案を踏まえ、改めてよりわかりやすく周知することを検討したい。 なお、各地域で必要となる教育・保育等の量は地域の実情によって様々に変化するものであり、第1・2期の計画策定の手引きではその標準的な算出方法を示したものであって、実態と乖離する場合には、地域の実情に即したより効果的、効率的な方法を取ることは可能である。その際、例えば、手引きに記載されている算出方法の一部変更やアンケート項目の追加・変更・削除などの方法も考えられる。 また、第3期の計画策定に関する手引きについては、地方自治体の負担軽減の観点も含め、計画策定期限の1年半より早期に提示することも今後検討したい。 なお、労働力調査については、一部の結果(モデル推計値)について都道府県別に公表されているが、当該調査は、日本全体の就業・不就業の実態とその変化を推計することを前提として設計された標本調査であり、都道府県別の推計を前提とした標本抽出を行っておらず、標本規模も小さいことなどにより、全体の結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから、都道府県別の結果の利用に当たっては注意を要するとされている。また、同様の理由により、市町村別のデータは公表されていない。 <参考>労働力調査(基本集計) 都道府県別結果(総務省統計局HP) <a href="https://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.html">https://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.html</a> <参考>女性の就業者数及び就業率(内閣府男女共同参画局HP) <a href="https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo01-02-01.html">https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo01-02-01.html</a> ※労働力調査(基本集計)より作成されたもの。	5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援法(平24法65) (17)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む、以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省・文部科学省及び厚生労働省)	前段 通知	令和4年3月18日通知済み	【第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について】(令和4年3月18日事務連絡)にて通知済み		
						後段 通知	令和4年9月13日参考送付済み	令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業として取りまとめられた「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月一般社団法人日本開発構想研究所)を参考送付済み	



各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針は当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最低限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。 【全国町村会】 一部の事務負担緩和のため、提案団体の意見を踏まえて適切な対応を求める。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても違い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であること。提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。 ○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。	令和3年度中に、地域再生計画及び実施計画の申請締切日の不一致が可能か、地方の意見等を改めて聴取した上で、申請期間のあり方について検討を行い、結論を得る。	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (8)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。	事務連絡	(i)令和4年度第1回募集(令和3年12月27日募集開始)	(ii)地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、募集開始に先立ち、令和3年12月15日に地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の令和4年度事業における対応の方向性について、事務連絡を発生し、周知を回った。 (令和3年12月15日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ・また、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期限と申請開始日との間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限を異ならせることとした。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地域再生計画)、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地方創生推進交付金)) なお、内示期間の見直しに関連して、国の令和4年度予算の国会での成立を受け、令和4年3月25日に内示(採択事業の公表)を行った。	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		全ての現金以外の資産について寄附受領後の手続を示すことは困難だが、令和3年度中に、地方公共団体の意向等を踏まえた上で、寄附受領後の手続のあり方に関する考え方の整理を行う。その後、詳細な検討を行い、令和4年度中のできるだけ早い時期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、法人税法上の寄附金の額については、個々の事実関係に応じて判断することから、一律にその価額の算定方法を示すことは困難であるが、地方公共団体の意向等を踏まえ、令和4年度中のできるだけ早い時期に、価額の算定の考え方を示すことを検討し、必要な措置を講ずる。	5【内閣府】 (8)法人税法(昭40法34)及び地域再生法(平17法24) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに関する文書での周知(関係府省:内閣官房及び財務省)	寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに関する文書での周知	令和4年11月14日	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きについて明確化する事務連絡を発生するとともに、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改訂を行った。 (令和4年11月14日付け内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		1次回答にもあるとおり、特定子ども・子育て支援提供者(以下、「提供者」という。)が、施設等利用給付の法定代理受領をする場合には、保護者が子ども・子育て支援施設等の利用料及び利用状況を把握できるようにすることで、提供者の不正な受給を認識できる契機とするため、市町村のほか保護者に対しても、特定子ども・子育て支援提供証明書(以下、「提供証明書」という。)の交付を義務付けている。 ご提案の内容については、幼児教育・保育の無償化に係る市町村業務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)でも既に議題となっており、提供証明書の交付を必要とする施設類型の範囲等について、当該会議で検討していく予定である。	5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援法(平24法66) (10)特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者(30条の11第3項、以下この事項において「提供者」という。)が、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)から施設等利用料(30条の2)の支払を受ける場合については、提供者及び市町村の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とし、その旨を地方公共団体に周知する。	措置済 (府令・通知)	府令改正:令和4年3月31日公布、同年4月1日施行 通知発送:令和4年3月31日	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号) 『子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等』について(通知)の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		内示時期の前倒しを行うことは困難であるが、交付決定時期を変更する必要があるかどうかにつき、地方公共団体の意見を聴いたうえで、今年度中にその要否可否について検討し、結論を得る。	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (1)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。	周知	(i)令和4年度事業に係る交付手続前(令和4年2月25日)	(i)国会での予算審議状況や、内示後の交付申請に係る作業に関する情報を事前に地方公共団体にメールで周知した(令和4年2月25日)。	